

令和4年2月2日  
政策経営部 ICT 推進課

## 次期情報化事業計画（令和4年度～令和5年度）案について

### 1 主旨

今年度末をもって「世田谷区情報化事業計画（平成30年度～令和3年度）」の計画期間が終了することから、令和4年度以降の新たな情報化事業計画案をとりまとめたので、報告する。

### 2 計画の構成

第1章 計画の主旨	9月にまとめた素案のとおり
第2章 事業計画策定の背景及び方向性	
第3章 後期情報化計画事業の進捗状況	
第4章 情報化計画事業	各個別事業・取り組み内容の年次別計画

### 3 計画案

別紙1 「世田谷区情報化事業計画（令和4年度～令和5年度）（案）【概要版】」

別紙2 「世田谷区情報化事業計画（令和4年度～令和5年度）（案）」

### 4 今後の予定

令和4年3月 計画策定

**世田谷区情報化事業計画  
(令和4年度～令和5年度)  
案【概要版】**

**世田谷区  
令和4年2月**

- 本計画は「世田谷区情報化推進計画（平成26年度～令和5年度）」に基づく情報化計画事業の内容を記載したものであり、区の情報化における実施計画と位置付ける。
- 4カ年の「情報化事業計画」が今年度で期間満了となるため、次期計画として、令和4年度～令和5年度の情報化事業計画の策定を進めている。

## 世田谷区基本計画



- 国や東京都の政策動向や情報技術の動向等、区の政策に関連する政策動向を整理し、情報化政策における方向性を定めた。

## 国の政策動向

1. デジタル社会の実現に向けた重点計画
2. デジタル改革関連6法
3. デジタル・ガバメント実行計画
4. 自治体DX推進計画
5. 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの改定
6. 個人情報保護制度の見直し

## 東京都の政策動向

1. 「未来の東京」戦略
2. スマート東京実践戦略

## 世田谷区の政策動向

1. 世田谷区政策方針
2. 世田谷区DX推進方針Ver.1
3. 本庁舎等整備

## 情報技術の動向

1. 第5世代移動通信システム（5G）
2. クラウドサービスの更なる進展とセキュリティ評価制度

## 素案からの主な変更（予定）点

### 1. デジタル社会の実現に向けた重点計画 （令和3年12月24日閣議決定）

デジタル庁発足後、初の計画策定。「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を目指す社会とし、6つの方針が提示された。

- ① デジタル化による成長戦略
- ② 医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化
- ③ デジタル化による地域の活性化
- ④ 誰一人取り残されないデジタル社会
- ⑤ デジタル人材の育成・確保
- ⑥ DFFTの推進を始めとする国際戦略

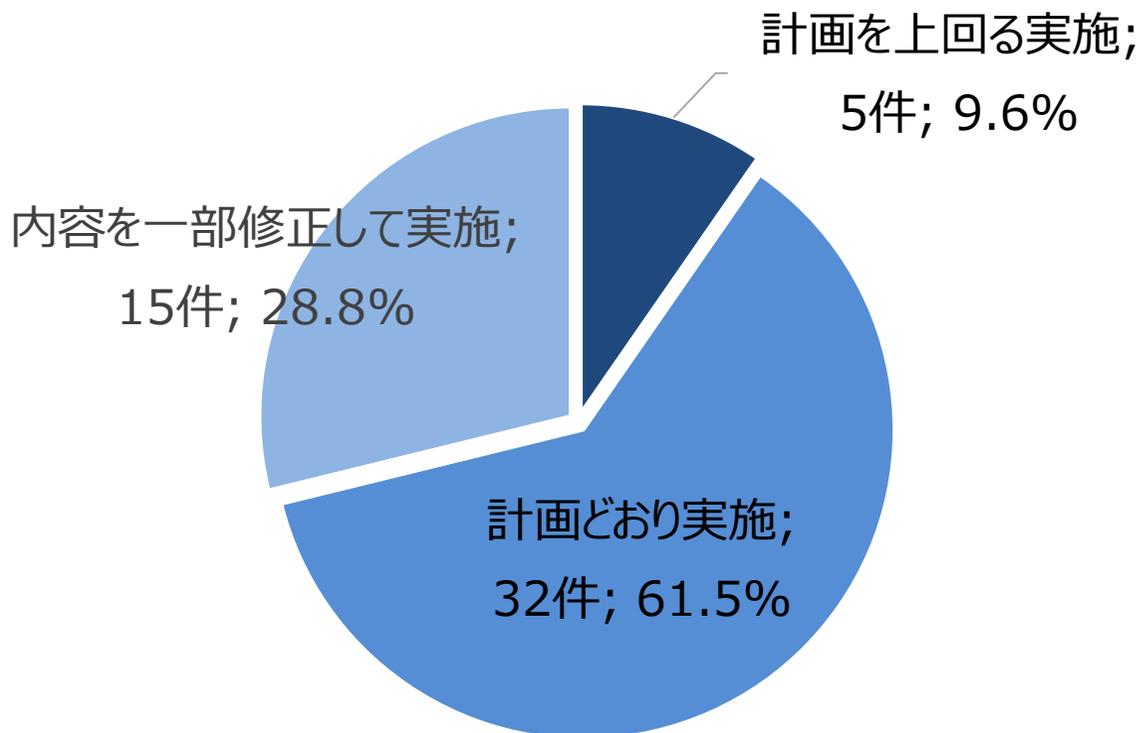
※ Data Free Flow with Trust（信頼性のあるデータ流通）

プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通を目指すというコンセプト。

### 5. 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの改定可能性

令和2年12月に大きく改定されたガイドラインが、再度改定される予定。今後、必要に応じて最新化を行う。

## 後期情報化計画事業の進捗状況 (平成30年度～令和3年度)



### 【計画を上回る実施の内容】

- 電子申請対象手続きの拡大
- 新型コロナウイルスワクチン予防接種などへのマイナンバーの活用
- 電子書籍サービスの開始
- 学校におけるタブレット型情報端末及び校内通信NW等新たなICT基盤の整備
- モバイル端末の整備台数の拡大

## 各所管課との調整により、事業の記載を以下のように具体化

- ・情報化計画事業名の微調整（文言の修正など、追加、削除は無し）
- ・事業ごとの個票の内容充実（事業のねらい、これまでの取組や成果の追加）
- ・主な実施予定内容の精査（修正、追加、削除、並び替えなど）
- ・主な実施予定内容ごとの年次別行動計画の追加

### <情報化政策ごとの特徴>

#### 情報化政策1 区民の力を活かす情報化

ウィズコロナ、アフターコロナという観点から、オンライン手続きや、オンライン相談、キャッシュレス決済の導入、デジタルデバイド対策など、区民サービスに関する事業を拡充

#### 情報化政策2 行政経営を支援する情報化

オンライン会議やペーパーレス会議の推進、テレワーク環境の整備、基幹情報システムの標準化対応など、行政事務の効率化や職員の働き方改革の推進を実現するための事業を拡充

#### 情報化政策3 情報化基盤の強化

セキュリティやICT-BCPの強化、次期情報化基盤の整備等、業務効率化やDX推進を下支えするための事業を拡充

## 1. 業務環境の向上のための整備

業務改善やDX推進に不可欠な機能（モバイル性、無線LAN、カメラなど）を搭載した新事務用端末や無線LAN環境の整備を行う。

業務改善が期待できるMicrosoft Teamsなど、各クラウドサービスを新事務用端末から利用できる環境を整備する。

## 2. セキュリティの強靱化

クラウドサービスの積極的な活用や、国の情報セキュリティポリシー改定に対応するためセキュリティ対策の一層の強靱化を行う。

これまでの3層分離から、個人情報利用系、L G W A N 接続系、内部情報系、インターネット接続系の4層分離に見直しを行い、職員の利便性とセキュリティ対策が両立するネットワーク環境を整備する。

## 3. 回線のICT-BCP対策

DX推進に伴い、システムへの依存がより高まり、ネットワークの安定稼働が一層重要となるため、回線を冗長化構成に変更するとともに、自営線の老朽化に伴う商用回線への変更を検討する。

# 参考2 次期情報化基盤の具体的な内容

## 1. 業務環境の向上のための整備

①	クラウドサービスの利用環境整備	信頼性の高いクラウドサービス（Zoom、Youtube、WebEXなど）を事務用端末から利用できるようにする。
②	コミュニケーションツールの環境整備	Teamsを導入し、在席確認、オンライン会議及びスケジュール管理をグループ（仕事）単位で効率よく管理できるようにする。
③	インターネット閲覧環境の改善	インターネットVDIを経由せずにインターネット閲覧やファイル無害化処理を、事務用端末から利用できる仕組みを導入する。
④	メール・予定表のクラウド化	メール・予定表をクラウド化し、外出先からでも確認できるようにする。
⑤	新事務用端末の配置	新事務用端末は、モバイル化、無線LAN、カメラ搭載とする。新庁舎整備、各施設の無線LAN化に合わせて更新していく。
⑥	仮想デスクトップの最適化	費用対効果の高い仮想デスクトップ（WVD）へ移行するとともに配置数を適正化する。
⑦	端末モバイル化に伴う認証方式の見直し	作業スペース等で周辺機器を持たずに端末が利用できるよう、ICカード認証に加えて顔認証システムを導入する。
⑧	ファイルサーバのクラウド化及び容量増加	DX推進に伴う電子ファイルの増加に合わせて、柔軟に容量を拡張できるようにする。
⑨	無線LAN環境の整備	新庁舎（第1期）を始め、総合支所やまちづくりセンターなどの出先施設に対しても無線LAN環境を整備する。

## 2. セキュリティの強靱化

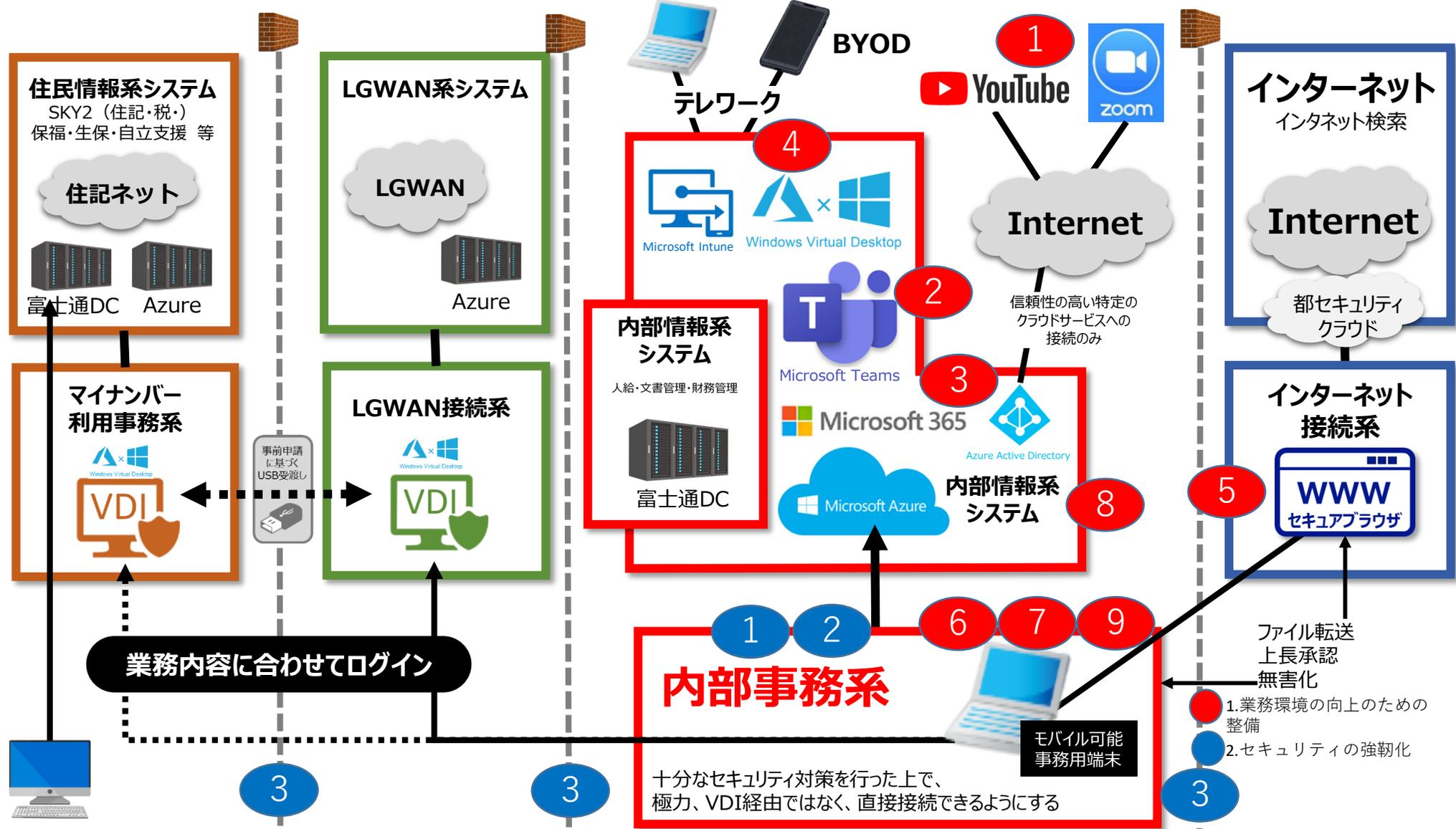
①	端末セキュリティ強化	標的型攻撃の対策強化や不正端末接続防止のため、端末証明書やEDRを導入する。
②	複合機スキャナのセキュリティ強化	メールのクラウド化及び情報セキュリティポリシー改定に伴う複合機のセキュリティ強化を行う。
③	ネットワーク分離の徹底	DX推進に向けたインターネット環境の活用推進とセキュリティ強化を両立させるネットワーク分離方式の見直しを行う。（個人番号利用系、LGWAN系、内部情報系、インターネット系の4層にネットワークを分離（β'モデル改）。

## 3. 回線のICT-BCP対策

①	回線経路の冗長化	事務センターの停止等によらずシステムが利用できるよう、商用回線網を活用したネットワーク冗長化構成に変更する。
②	自営線の商用回線への切り替え	自営線の耐用限界までに商用回線へ変更する。また、自営線の支障移転等に伴う経費負担及び職員負担に軽減を図る。

# 参考3 次期情報化基盤 イメージ図

構成イメージを分かりやすく伝えるためのイメージであり実際の構成とは異なります。また、検討中の要素が多く、今後大幅に変更される場合があります。



# 世田谷区情報化事業計画

<調整：令和 4 年度～令和 5 年度>

(案)

令和 4 年 3 月

世田谷区

案第 1.7 版：令和 4 年 2 月

## 目次

第1章 計画の主旨	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画期間	1
3 情報化計画事業の考え方	1
4 情報化計画事業の評価及び見直し	1
第2章 事業計画策定の背景及び方向性	2
1 国の政策動向	2
(1) 国の最新戦略「デジタル社会の実現に向けた重点計画」	2
(2) デジタル改革関連6法	4
(3) デジタル・ガバメント実行計画	5
(4) 自治体DX推進計画	6
(5) 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの改定	7
(6) 個人情報保護制度の見直し	9
2 東京都のICT政策動向	10
(1) 「未来の東京」戦略	10
(2) スマート東京実践戦略	12
3 世田谷区の政策動向	14
(1) 世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）	14
(2) 世田谷区DX推進方針 Ver.1 Re・Design SETAGAYA	15
(3) 本庁舎等整備	16
4 情報技術の動向	17
(1) 第5世代移動通信システム（5G）	17
(2) クラウドサービスの更なる進展とセキュリティ評価制度	18
第3章 後期情報化計画事業の進捗状況	20
1 後期情報化計画事業の実施状況及び次期への課題	20
(1) 情報化政策1 区民の力を活かす情報化	20
(2) 情報化政策2 行政経営を支援する情報化	23
(3) 情報化政策3 情報化基盤の強化	24
第4章 情報化計画事業	26
1 計画事業の考え方	26
2 情報化計画事業の体系	27
3 情報化計画事業及び情報化計画事業を構成する事業	28
1-1-1 ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実	28
1-1-2 マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進【拡充】	31
1-1-3 新たな日常・生活に対応するICTを活用した行政サービスの実現【新規】	33
1-1-4 ICTを活用した生涯学習及び学校教育の充実支援【拡充】	37
1-2-1 参加と協働の促進に向けたICT環境の整備	39
2-1-1 本庁舎等整備、世田谷区役所働き方改革と連動したICT利用環境の整備・検討【拡充】	42
2-1-2 ICTを活用した安全で安心な行政事務の実現【拡充】	45
2-2-1 クラウド・仮想化技術等の活用による効率化、最適化の推進【拡充】	47

---

3-1-1	情報化基盤の整備及び業務継続対策の推進【拡充】 .....	49
3-1-2	安定した業務運営に向けたシステムリプレイス及び業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正に対応したシステム改修の実施 .....	51
3-1-3	ICT ガバナンス及び情報セキュリティ・個人情報保護の推進.....	53
3-2-1	DX 推進、情報システム運用、データ利用、AI 等活用等の強化に向けた人材育成.....	56
3-2-2	情報セキュリティの強化に向けた人材育成.....	58
参考	用語解説.....	60

---

## 第1章 計画の主旨

### 1 計画の位置づけ

本計画は、「世田谷区情報化推進計画（平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度））」に基づく情報化計画事業の内容を記載したものであり、区の情報化における実施計画と位置付けられます。

本計画では、後期情報化事業計画（平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度））の実施状況を踏まえ、情報技術や区の行政に影響の大きな経済・社会的な動向を勘案して、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）における情報化事業計画（調整）を策定しています。

また、本計画は、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」第9条第3項において市区町村が策定に努めることとされている「市町村官民データ活用推進計画」としての位置付けを併せ持つ計画となります。

### 2 計画期間

本計画における計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）の2年間とします。

なお、計画期間終了後については、世田谷区基本計画の改定及び、令和3年度（2021年度）に策定する「（仮称）世田谷区未来つながるプラン 2022-2023（第4章 DXの推進）」を踏まえ、情報化推進計画及び情報化事業計画の位置づけや役割について検討の上、新たな計画を策定する予定です。

### 3 情報化計画事業の考え方

令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）にかけて実施予定の情報化に係る各種の取組みのうち、ICTを活用した情報化推進の観点から重要性が高く、計画的に取り組むべきものを中心に、情報化計画事業としました。

情報化計画事業は、関連する個別事業により構成されます。

また、「（仮称）世田谷区未来つながるプラン 2022-2023（第4章 DXの推進）」にて位置づける事業や取組み内容については、必要に応じて本情報化事業計画にも再掲という形で掲載しています。

### 4 情報化計画事業の評価及び見直し

計画期間中、各情報化計画事業の実施状況を定期的に評価するとともに、必要に応じて内容を見直します。評価及び見直しを実施した場合は、区ホームページ等を通してその結果を公表します。

## 第2章 事業計画策定の背景及び方向性

### 1 国の政策動向

国の ICT 政策は令和元年に「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が全面刷新されて以降、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらした社会変容の影響もあり、加速度的に進展をしています。デジタル社会の形成に関する司令塔として「デジタル庁」を設置することを始めとしたデジタル改革関連 6 法の制定を踏まえ、令和 3 年には、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が全部改訂され、新たに「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定されました。また、国や地方公共団体のデジタル化についても、「デジタル・ガバメント実行計画」、「自治体 DX 推進計画」の策定など、国は ICT 政策を強力に進めています。世田谷区においても、これらの国の政策動向を注視しつつ、国の ICT 政策と関連性を持ちながら、情報化事業を推進することが求められます。

#### (1) 国の最新戦略「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

国の IT 戦略は、平成 12 年に「IT 基本法」が施行され、平成 13 年に「e-Japan 戦略」が制定されて以降、技術の進展や社会経済の動向等に併せ、常に ICT 戦略の見直しを行っています。平成 28 年 12 月に、国が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備するために、「官民データ活用推進基本法」が施行され、平成 29 年 5 月には、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築する観点から「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。その後、同計画は、令和元年 6 月と令和 2 年 7 月に全面刷新され、令和 2 年 7 月には、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会・価値観の変容を踏まえ、「デジタル強靱化社会」の実現に向けた基本的枠組みや喫緊に取り組むべき事項、各分野における個別取り組みの方向性について掲げられました。

更に、令和 3 年 9 月 1 日に「IT 基本法」の後継となる「デジタル社会形成基本法」が施行されることを見据え、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が全部改訂され、令和 3 年 6 月に新たに「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。

また、令和 3 年 9 月に発足されたデジタル庁が中心となり、「デジタル社会構想会議」「デジタル臨時行政調査会」「デジタル田園都市国家構想実現会議」の議論を踏まえ、令和 3 年 12 月にバージョンアップされた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が新たに閣議決定されました。本重点計画は、デジタル社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策等を定めるものであり、我が国が目指すデジタル社会として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現を目指しています。我が国が目指すデジタル

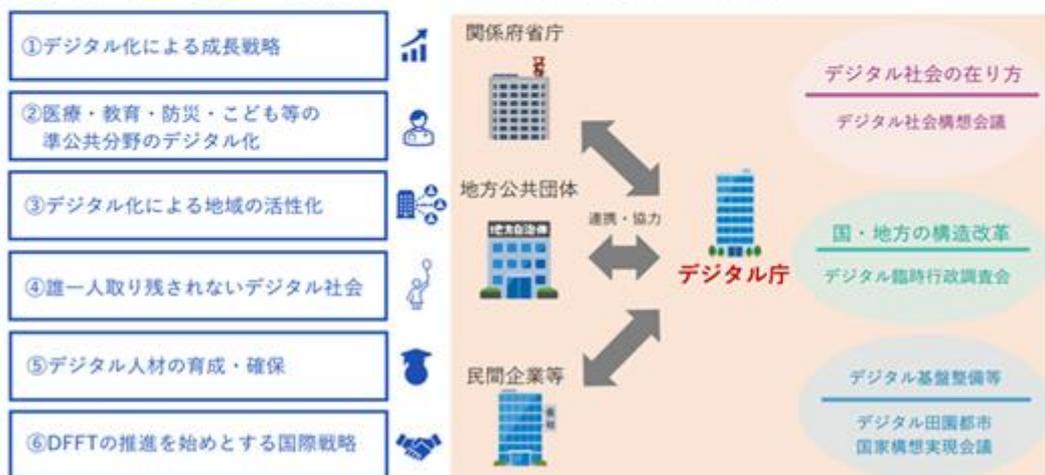
社会を実現するためには、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略、を推進することが求められています。これらの施策については、デジタル庁が、デジタル社会の実現に関する司令塔として、主導的な役割を担い、関係者によるデジタル化の取組を牽引していくことになります。

## 一 デジタルにより目指す社会の姿

### デジタル社会の目指すビジョン

- ・「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」（「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（R2.12.25））
- 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることに繋がる。

「目指す社会の姿」を実現するために 以下①～⑥が求められる。



出典：デジタル庁 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（概要）」

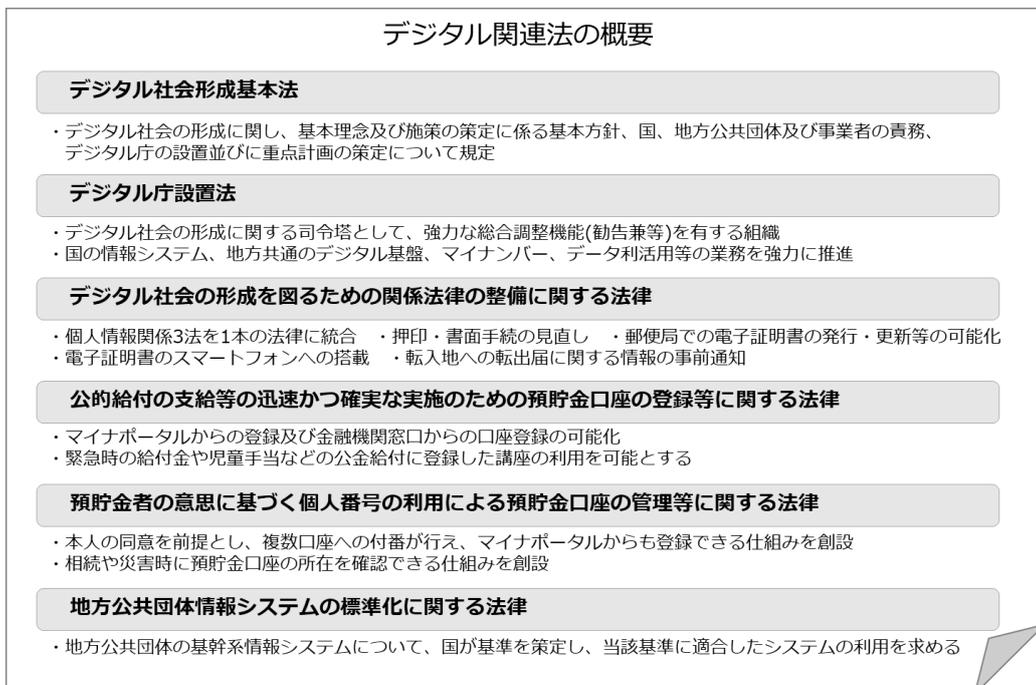
図 1 デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタルにより目指す社会の姿）

## (2) デジタル改革関連6法

新型コロナウイルスの感染拡大により社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りになったことを受け、国は行政のデジタル化により「あらゆる手続が役所に行かずにでき」「必要な給付が迅速に行われる」社会の実現を目指し、デジタル社会の形成に関する司令塔として「デジタル庁」を設置することを「デジタル改革関連法案ワーキンググループ」において取りまとめました。国はこの取りまとめを踏まえ、令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を閣議決定し、「IT 基本法」の後継となる「デジタル社会形成基本法案」をはじめとした、デジタル改革関連6法が令和3年5月に成立しました。

「デジタル庁設置法」により、令和3年9月から新たに「デジタル庁」が発足し、デジタル社会形成の司令塔として、国の情報システムの基本方針策定から監督・監理や重要システムの整備、地方共通のデジタル基盤に関する企画と総合調整などを推進しています。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」では、マイナンバーカードの利便性の向上・普及促進やオンライン手続の推進、押印等の見直しによる国民の手続の負担の軽減、個人情報保護関係3法を1本の法律に統合するのに合わせ、地方公共団体の個人情報保護制度を全国的な共通ルールに設定することなどが実現されます。

また、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、基幹系情報システムについて国において統一的な基準を策定することとされており、自治体では、この基準に適合した情報システムの利用が求められています。



出典：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室 資料より作成

図 2 デジタル関連法の概要

### (3) デジタル・ガバメント実行計画

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の重点取り組みであるデジタル・ガバメントの方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画として、国は「デジタル・ガバメント実行計画」を令和元年12月に閣議決定、令和2年12月に改訂版を閣議決定しました。「デジタル・ガバメント実行計画」では、「デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を目指し、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速するとしています。国・地方の「行政」が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、「あらゆる手続が役所に行かずにできる」、「必要な給付が迅速に行われる」といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、利用者目線の改革を進めていくことが求められています。

#### 【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要

<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</li> <li>▶ デジタル庁設置を見据えた「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を踏まえ、国・地方デジタル化指針を盛り込む等デジタル・ガバメントの取組を加速</li> </ul>	
<b>サービスデザイン・業務改革（BPR）の徹底</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 利用者のニーズから出発する、エンドツーエンドで考える等の<b>サービス設計12箇条</b>に基づく、「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービス</li> <li>✓ 利用者にとって、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結される<b>行政サービスの100%デジタル化の実現</b></li> <li>✓ <b>業務改革（BPR）を徹底し</b>、利用者の違いや現場業務の詳細まで把握・分析</li> </ul>	<b>一元的なプロジェクト管理の強化等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>デジタル庁の設置も見据え</b>、全ての政府情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における<b>一元的なプロジェクト管理</b>を強化</li> <li>✓ 政府情報システムの効率化、高度化等のため、<b>情報システム関係予算の一括計上の対象範囲を拡大</b>（全システム関係予算のデジタル庁一括計上を検討）</li> <li>✓ 機動的・効率的・効果的なシステム整備のため、契約締結前に複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする<b>新たな調達・契約方法の試行</b></li> <li>✓ 政府情報システムの運用等経費、整備経費のうち<b>システム改修に係る経費を令和7年度までに3割削減</b>を目指す（令和2年度比）</li> <li>✓ <b>外部の高度専門人材活用の仕組み</b>、公務員試験による<b>IT人材採用の仕組み</b>を早期に導入</li> </ul>
<b>国・地方デジタル化指針</b> <p>「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（工程表含む）」に基づき推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国・地方の情報システムの共通基盤となる「<b>（仮称）Gov-Cloud</b>」の<b>仕組みの整備</b></li> <li>✓ ワンス・オンリー実現のための<b>社会保障・税・災害の3分野以外における情報連携やプッシュ通知の検討</b>、情報連携に係る<b>アーキテクチャの抜本的見直し</b></li> <li>✓ 国・地方のネットワーク構造の<b>抜本的見直し</b>（高速・安価・大容量に）</li> <li>✓ 自治体の業務システムの<b>標準化・共通化</b>・「<b>（仮称）Gov-Cloud</b>」活用</li> <li>✓ <b>強力な司令塔となるデジタル庁設置</b>、J-LISを国・地方が共同で管理する<b>法人へ転換</b></li> <li>✓ <b>公金受取口座を登録する仕組み</b>、<b>預貯金付番を円滑に進める仕組みの創設</b></li> <li>✓ <b>マイナンバーカード機能をスマートフォンに搭載</b>、電子証明書の暗証番号の再設定等を郵便局においても可能に、未取得者への二次元コード付きカード交付申請書の<b>送付</b>、<b>各種カードとの一体化</b>（運転免許証、在留カード、各種の国家資格等）</li> <li>✓ <b>マイナンバーのUX・UI改善</b>（全自治体接続等）、<b>情報ハブ機能の強化</b></li> <li>✓ <b>個人情報保護法制の見直し</b>（法律等の一元化、民間事業者等の負担軽減）</li> <li>✓ 戸籍における<b>読み仮名の法制化</b>（カードへのローマ字表記、システム処理の迅速化）</li> </ul>	<b>行政手続のデジタル化、ワンストップサービス推進等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>書面・押印・対面の見直し</b>に伴い、行政手続の<b>オンライン化を推進</b></li> <li>✓ 登記事項証明書（情報連携開始済）、戸籍（令和5年度以降）等について、行政機関間の情報連携により、順次、<b>各手続における添付書類の省略を実現</b></li> <li>✓ 子育て、介護、引越、死亡・相続、企業が行う従業員の<b>社会保障・税及び法人設立に関する手続についてワンストップサービスを推進</b></li> <li>✓ <b>法人デジタルプラットフォームの機能拡充</b>による法人等の手続の利便性向上</li> </ul>
<b>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備</li> <li>✓ <b>クラウドサービスの利用の検討の徹底</b>、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進</li> <li>✓ <b>情報セキュリティ対策の徹底</b>・<b>個人情報の保護</b>・<b>業務継続性の確保</b></li> <li>✓ <b>新たなデータ戦略</b>に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進</li> </ul>	<b>デジタルデハイト対策・広報等の実施</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 身近なところで相談を受ける<b>デジタル活用支援員の仕組みを本格的に実施</b></li> <li>✓ <b>SNS・動画等による分かりやすい広報</b>・<b>国民参加型イベントの実施</b></li> </ul>
<b>デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備（上記指針以外）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政府全体で共通利用するシステム、基盤、機能等（デジタルインフラ）の整備</li> <li>✓ <b>クラウドサービスの利用の検討の徹底</b>、セキュリティ評価制度（ISMAP）の推進</li> <li>✓ <b>情報セキュリティ対策の徹底</b>・<b>個人情報の保護</b>・<b>業務継続性の確保</b></li> <li>✓ <b>新たなデータ戦略</b>に基づき、ベースレジストリ（法人、土地等に関する基本データ）の整備、プラットフォームとしての行政の構築、行政保有データのオープン化の強化等を推進</li> </ul>	<b>地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>自治体の業務システムの標準化・共通化</b>を加速（国が財源面を含め支援）</li> <li>✓ <b>マイナンバーの活用等により地方公共団体の行政手続（条例・規則に基づく行政手続を含む）のオンライン化</b>を推進</li> <li>✓ 「<b>自治体DX推進計画</b>」に基づき自治体の取組を支援</li> <li>✓ <b>クラウドサービスの利用</b>、<b>AI・RPA</b>等による業務効率化を推進</li> <li>✓ 「<b>地域情報化アドバイザー</b>」の活用等によるデジタル人材の確保・育成</li> </ul>

※本計画は、デジタル手続法に基づき情報システム整備計画として位置付けることとする。

出典：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 「【2020年改定版】デジタル・ガバメント実行計画の概要」

図3 デジタル・ガバメント実行計画の概要

#### (4) 自治体 DX 推進計画

「デジタル・ガバメント実行計画」における地方公共団体の情報システムの標準化・共通化などデジタル社会の構築に向けた各施策を効果的に実行していくため、総務省は同計画に定める地方公共団体に関連する施策について重点的に取り組むべき内容の具体化と支援策についてまとめた「自治体 DX 推進計画」を策定しています。

自治体 DX 推進計画では、下記 6 つの重点取組事項を掲げており、令和 3 年 7 月に提示された「自治体 DX 推進手順書」に基づき、自治体においても重点取組を推進することが求められています。

表 1 自治体 DX 推進計画の重点取組

重点取組事項	概要
①自治体の情報システムの標準化・共通化	目標時期を令和 7 年度とし、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系 17 業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行
②マイナンバーカードの普及促進	令和 4 年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請を促進するとともに交付体制を充実
③自治体の行政手続のオンライン化	令和 4 年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続 (31 手続) について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする
④自治体の AI・RPA の利用推進	①、③による業務見直し等を契機に、AI・RPA 導入ガイドブックを参考に、AI や RPA を導入・活用を推進
⑤テレワークの推進	テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進
⑥セキュリティ対策の徹底	改定セキュリティポリシーガイドラインを踏まえ、適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底

出典：総務省 自治体 DX 推進計画より作成

## (5) 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの改定

総務省では、平成13年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、平成27年には年金機構の情報漏えい事件を受け、自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化する「三層の対策」を行ってきました。

一方で、自治体の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下や新たな時代の要請（行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ、行政手続きを紙から電子へ、働き方改革、サイバー攻撃の増加とサイバー犯罪における手口の巧妙化等）を受け、令和2年12月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定しています。

### 主な改定内容

<p><b>1. マインナー利用事務系の分離の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民情報の流出を徹底して防止する観点から他の領域との分離は維持しつつ、国が認めた特定通信（例：eLTAx、びったりサービス）に限り、インターネット経由の申請等のデータの電子的移送を可能とし、ユーザビリティの向上や行政手続のオンライン化に対応</li> </ul>	<p><b>4. LGWAN接続系における庁内無線LANの利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LGWAN接続系において庁内無線LANを利用する場合のセキュリティ要件を記載</li> </ul>
<p><b>2. LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率性・利便性の高いモデルとして、インターネット接続系に業務端末・システムを配置した新たなモデル（βモデル）を提示（ただし、採用には人的セキュリティ対策の実施が条件）</li> </ul>	<p><b>5. 情報資産及び機器の廃棄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県におけるHDD流出事案を踏まえ、情報システム機器の廃棄等について、情報の機密性に応じた適切な手法等を整理</li> </ul>
<p><b>3. リモートアクセスのセキュリティ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務で取り扱う情報の重要性に合わせて、LGWAN接続系のテレワークについての基本的な考え方、リスク及びセキュリティ要件とともに、想定されるモデルを記載</li> </ul>	<p><b>6. クラウドサービスの利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クラウドサービスを利用するにあたっての注意点（サービスレベルの検討の必要性、バックアップを含めた必要なサービスレベルを保証させる契約締結等）を記載</li> </ul>
<p>※ その他、平成30年の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」の改定の内容を反映</p>	

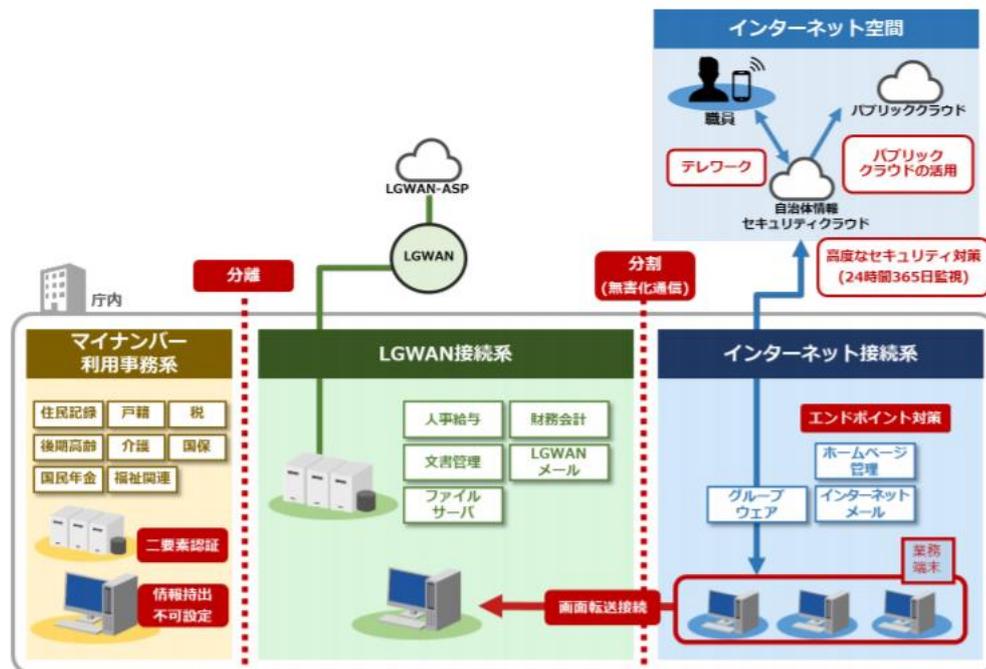
出典：総務省 「「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について」

図4 地方公共団体向けセキュリティポリシーガイドラインの主な改定内容

また、ガイドラインの改定に伴い従来の「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、効率性・利便性を向上させることを目的とした自治体の情報ネットワークのモデルとして、従来型の「 $\alpha$ モデル」に加えて、「 $\beta$ モデル」と「 $\beta'$ モデル」が公表されています。自治体においても、各モデルの特徴やセキュリティ対策等を踏まえ、情報ネットワークのあり方を見直すことが求められています。

表 2 情報ネットワークのモデル

モデル	モデルの特徴
$\alpha$ モデル(従来モデル)	従来の「三層の対策」によるネットワーク強靱化の方式
$\beta$ モデル	インターネット接続系に主たる業務端末を置き、入札情報や職員の情報等重要な情報資産は LGWAN 接続系に配置する方式
$\beta'$ モデル	インターネット接続系に主たる業務端末と入札情報や職員の情報等重要な情報資産を配置する方式 ※機密性レベル 3 に該当する秘密情報に相当する機密性を要する情報資産を想定

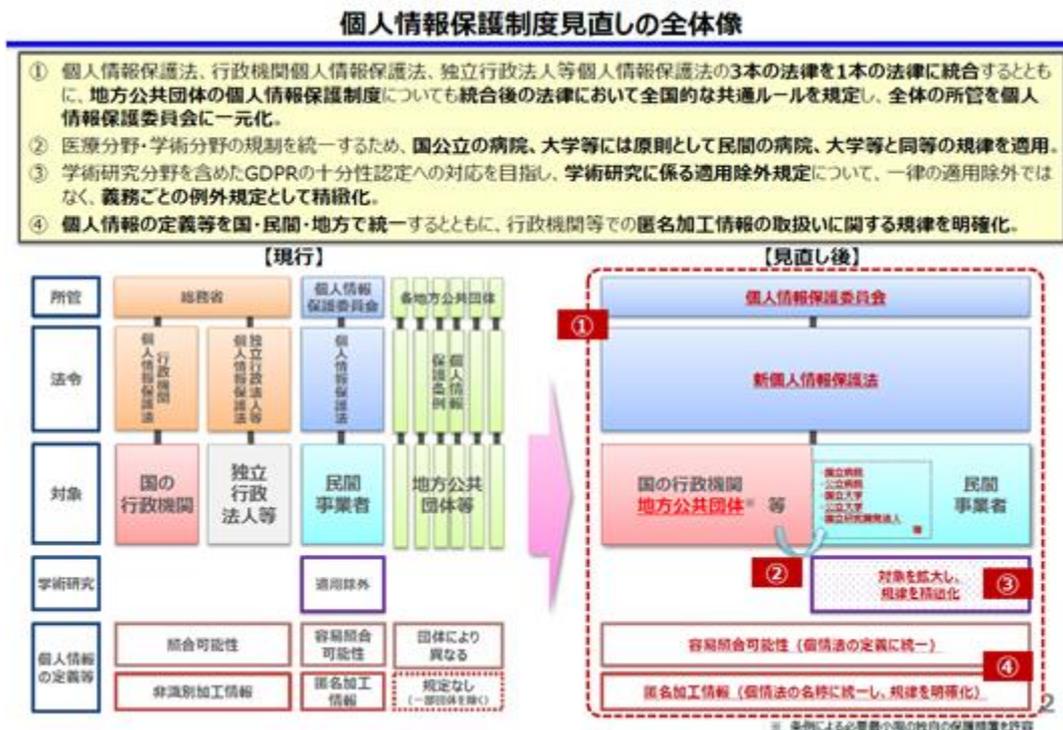


出典：総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 2 年 12 月版)」

図 5 情報ネットワークの $\beta$ モデル

## (6) 個人情報保護制度の見直し

デジタル関連 6 法の一つである「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和 3 年 5 月に公布されました。国主導による個人情報保護制度の見直しの背景としては、国では「デジタル庁」の創設をはじめ、国や地方のデジタル改革を強力に推進していく方針であることや、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景とした官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化していること等が示されています。これらの背景を受け、個人情報保護制度の見直しとして、個人情報保護関係 3 法を 1 本の法律に統合し、地方公共団体の個人情報保護制度を全国的な共通ルールに設定することなどが行われることとなります。



出典：個人情報保護委員会 「個人情報保護法の改正について」

図 6 個人情報保護制度見直しの全体像

また、地方公共団体の個人情報保護制度においては、団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうることや、求められる保護水準を満たさない団体がある等の指摘（いわゆる「2000 個問題」）、個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合が課題とされています。これらの課題に対応するために、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保するとされています。

## 2 東京都の ICT 政策動向

東京都の ICT 政策についても国の政策動向を踏まえ、東京都独自の戦略として令和元年に『未来の東京』戦略ビジョン』を策定しています。世田谷区においても東京都の自治体として、広域自治体である東京都の政策との関連性を持ちながら、情報化事業計画を進めることが必要となります。

### (1) 「未来の東京」戦略

東京都では、東京の未来を切り拓く長期的な羅針盤となる長期戦略として『未来の東京』戦略ビジョン』を令和元年 12 月に策定しています。令和 2 年 8 月には、新型コロナで浮き彫りとなった課題を踏まえ、同戦略ビジョンをバージョンアップし、『未来の東京』戦略』に結実させるための方向性を整理した『未来の東京』を見据えた都政の新たな展開について』を公表しました。令和 3 年 3 月に『未来の東京』戦略』を策定し、コロナ禍にあって、世界経済の変化や第 4 次産業革命の急速な進展、少子高齢・人口減少社会の進行、気候変動といった課題に正面から向き合い、目指すべき「ビジョン」とその実現に向けた「戦略」を明らかにしました。特に行政のデジタル化の観点においては、あらゆる分野でのデジタル・トランスフォーメーションの強力な推進や手続きをスマートフォンよりワンストップで解決することなどが掲げられています。

「爆速」デジタル化で世界からの遅れを乗り越え、国際競争に打ち勝つ

- ◆ DXの推進で「未来の東京」を切り拓く
  - スマート社会では、行政や民間企業等有するビッグデータが都市の大きな強みとなる。都市のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めて新しい価値の創出につなげていく。
  - 新型コロナを契機に、あらゆる分野でDXを強力に推進し、「未来の東京」を切り拓く。
- ◆ 行政のデジタル化を徹底する
  - 行政のデジタル化が進む国は、スマートフォンで完結する世界である。あらゆる手続きをスマホからワンストップで解決するため、書類やはんこが必要なアナログ世界から抜本的に転換する。
  - ユーザー（都民）目線で一刻も早く行政のデジタル化を成し遂げる。
- ◆ デジタルデバイトで取り残される人を生まない
  - コロナ後の社会は、デジタルが基幹インフラになる。環境による格差を生まないため、いかに誰もが使えるものとしていくかが重要である。
  - 高齢者、障害者など、オンラインで情報を得ることが難しい人へのきめ細かいサポートなどを通じて、デジタルデバイト（情報格差）で取り残される人を生まない社会をつくる。

出典：東京都 「未来の東京」戦略

図 7 「未来の東京」戦略の概要

また、「未来の東京」の創出をリードする主要プロジェクトとして、以下の 15 のプロジェクトが掲げられています。



## 「未来の東京」の創出をリードする 主要プロジェクト

- 東京ベイeSGプロジェクト
- ゼロエミッション東京・水素社会実現プロジェクト
- 「国際金融都市・東京」実現プロジェクト
- TOKYO Data Highwayプロジェクト
- チーム2.07プロジェクト
  
- 新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクト
- 自分らしく暮らせる“Chōju”東京プロジェクト
- 「みんなの居場所」創出プロジェクト
- 新たな時代の働き方支援プロジェクト
- 生涯を通じたキャリア・アップデートプロジェクト
  
- 人中心の歩きやすいまちづくりプロジェクト
- 緑溢れる東京プロジェクト
- 無電柱化推進プロジェクト
- 魅力ある観光コンテンツ創出プロジェクト
- 世界一の美食都市実現プロジェクト

出典：東京都 「未来の東京」戦略

図 8 「未来の東京」戦略における主要プロジェクト

## (2) スマート東京実践戦略

『未来の東京』戦略で掲げられた主要プロジェクトである「TOKYO Data Highway プロジェクト」の推進に向け、取り組みを具体化・加速化することを目的として、令和2年2月に「スマート東京実践戦略」を策定しています。

政策の方向性として、『電波の道』で『つながる東京』(TOKYO Data Highway)、「公共施設や都民サービスのデジタルシフト (街の DX)」及び「都庁のデジタルシフト (都庁の DX)」を掲げ、都民生活の質の向上の取組が進められています。



出典：東京都 「スマート東京実践戦略」

図 9 スマート東京の全体像

また、「TOKYO Data Highway」を実現するために「アンテナ基地局設置への都の保有するアセットの開放と利用手続きの簡素化」「5G 重点整備エリアの設定」「東京都自らの5G 施策の展開」の3つのアクションを掲げています。都の保有する施設等を開放することで、通信キャリアによる基地局設置を後押しするなど、都と通信キャリア等が連携する仕組みを構築することで、世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5G ネットワークを早期に構築することを目指しています。

## TOKYO Data Highwayの構築に向けて 3つのアクションを展開

Action 1 ▶ アンテナ基地局設置への  
都の保有するアセットの開放と利用手続きの簡素化

Action 2 ▶ 5G重点整備エリアの設定

Action 3 ▶ 東京都自らの5G施策の展開

これらをスピーディに推進するため、  
都と通信キャリア等が連携する仕組みを構築

出典：東京都 「TOKYO Data Highway 基本戦略(Version.1)~ UPDATE\_TOKYO ~」

図 10 TOKYO Data Highway の構築に向けた3つのアクション

### 3 世田谷区の政策動向

後期情報化事業計画の実施期間中における世田谷区の主な政策動向として、「世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）」及び、本方針に基づき推進されている「世田谷区DX推進方針 Ver.1 Re・Design SETAGAYA」、「本庁舎等整備」について、情報化事業計画に関わる施策として記載します。

#### (1) 世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）

世田谷区では、令和2年9月～令和3年度の世田谷区政策方針を策定し、複数年に渡り、大幅な税収減が見込まれる中で感染防止対策と区民・事業者の社会経済活動維持、活性化と両立を図るために、「持続可能な財政基盤の確保」「全庁横断的な政策課題の優先順位の整理」「あらゆる施策・事業の本質的な見直し」を行っています。これからの区政運営にあたり、以下の4つの柱を示し、政策課題の優先順位を横断的に整理し、事業の緊急見直しや予算編成、及び新実施計画（後期）の進捗管理に反映を行うことで、令和4年度からの実施計画の策定を行っています。

表 3 世田谷区政策方針の4つの柱

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型コロナウイルス感染症防止対策</li> <li>(2) 区民の生活と区内事業者等の活動を守る取組み</li> <li>(3) 子どもの学びと育ちの支援</li> <li>(4) 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換</li> </ul> |
|---|

出典：世田谷区 「世田谷区政策方針（令和2年9月～令和3年度）」

この4つの柱の中で情報化事業計画に関わる内容として、表3中「(4) 施策事業の本質的な見直し、事業手法の転換」の中で、ICT等を活用した区民サービス向上（オンライン相談、電子申請の拡充、会議やイベントのオンライン化）に取り組むとともに、時代の変化に敏感な若い世代の提案を受け入れ、新しいスタイルでの働き方で区業務の効率化を一層進めるとしています。この取組の一環として、世田谷区では令和2年度に「世田谷区DX推進方針 Ver.1 Re・Design SETAGAYA」を策定しました。

また、4つの柱に基づき実施する施策と合わせ、「災害対策」「本庁舎等整備」「地域行政の推進」についても、感染症防止や災害対策機能の強化等の観点より事業のあり方を見直しつつ計画的に推進することとしています。

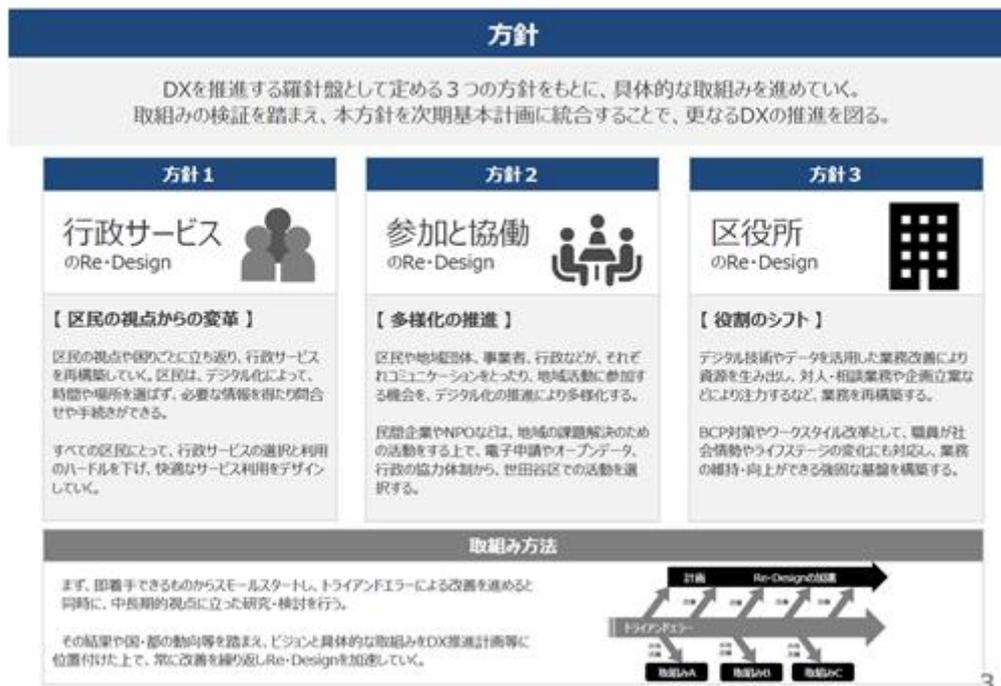
## (2) 世田谷区 DX 推進方針 Ver.1 Re・Design SETAGAYA

情報通信技術の目覚ましい発展や新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、社会全体において、デジタル技術を活用して暮らし方や働き方を変革する動きが急速に進んでいます。これに伴い、自宅や職場外におけるテレワークや Web 会議システムの活用、自治体の行政手続きのオンライン化など、社会的に ICT 活用の有効性・必要性が改めて認識されています。

世田谷区においては、区民の利便性向上の観点から、施設予約システムや電子申請システムの導入、防災マップや子育て応援アプリの配信、SNS を活用した情報配信などの取り組みを従前より進めています。また、庁内においても文書管理や財務会計システム等の導入や RPA の活用、テレワーク環境の整備など ICT を活用した業務改善の取り組みを実施してきました。

このような背景を踏まえ、世田谷区では、社会的な背景や「世田谷区政策方針」をもとに、これまで実施してきた ICT を活用した行政サービスの向上の取り組みを更に加速させていくことを目的に令和 3 年 3 月に「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1」を策定しています。

「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1」では、「行政サービス」「参加と協働」「区役所」の 3 つの視点からこれからの世田谷区をデザインし再構築することをコンセプトとして、職員の意識改革、人材育成、推進体制を構築し、世田谷区におけるデジタル・トランスフォーメーションの推進を図ることとしています。



出典：世田谷区 「世田谷区 DX 推進方針 Ver.1」

図 11 世田谷区 DX 推進方針

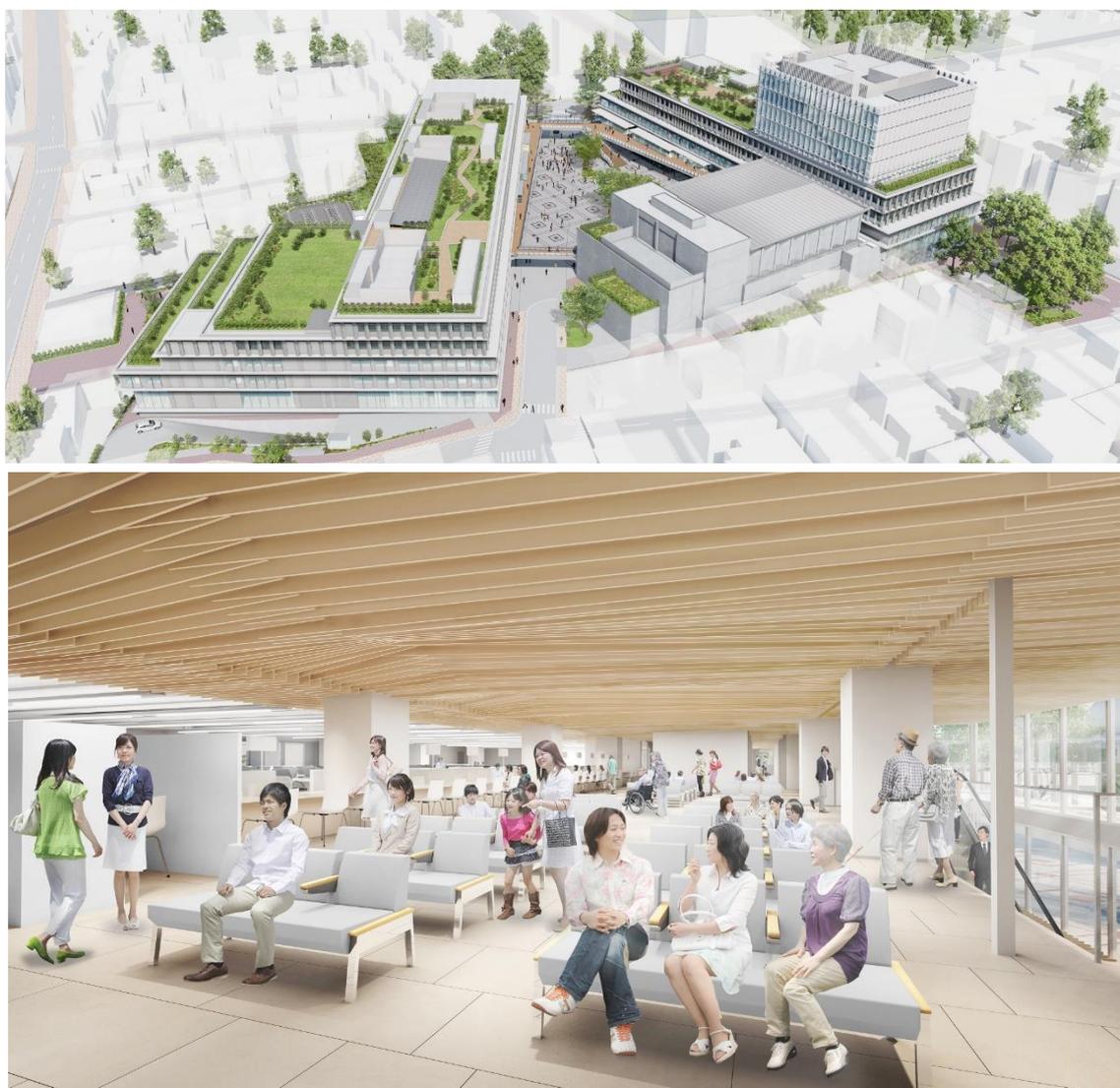
### (3) 本庁舎等整備

世田谷区では、本庁舎等の整備に向け、平成 28 年度に世田谷区本庁舎等整備基本構想で 5 つの基本的方針を策定後、基本設計、実施設計を経て、本年 7 月から工事に着手しました。新庁舎は 3 期に分けて建設し、全体竣工は令和 9 年 10 月を予定しています。

現在の本庁舎における喫緊の課題としては、「災害対策拠点として高い耐震性能を確保する必要があること」及び「執務スペースの狭隘化を解消し、業務の効率性、緊急時への適応力を向上させる必要があること」が挙げられます。

新庁舎は、社会情勢の変化や情報技術の高度化など、将来起こりうる様々な変化を見据え柔軟性の高い設計としています。

ICT の活用による業務効率性の高い執務環境および職員の働き方の変化に柔軟に対応できる環境の整備、窓口機能の充実により、区民が快適、効率的にサービスを受けられる環境を実現していきます。



出展：世田谷区 「世田谷区本庁舎等整備実施設計概要」

図 12 完成予想パース

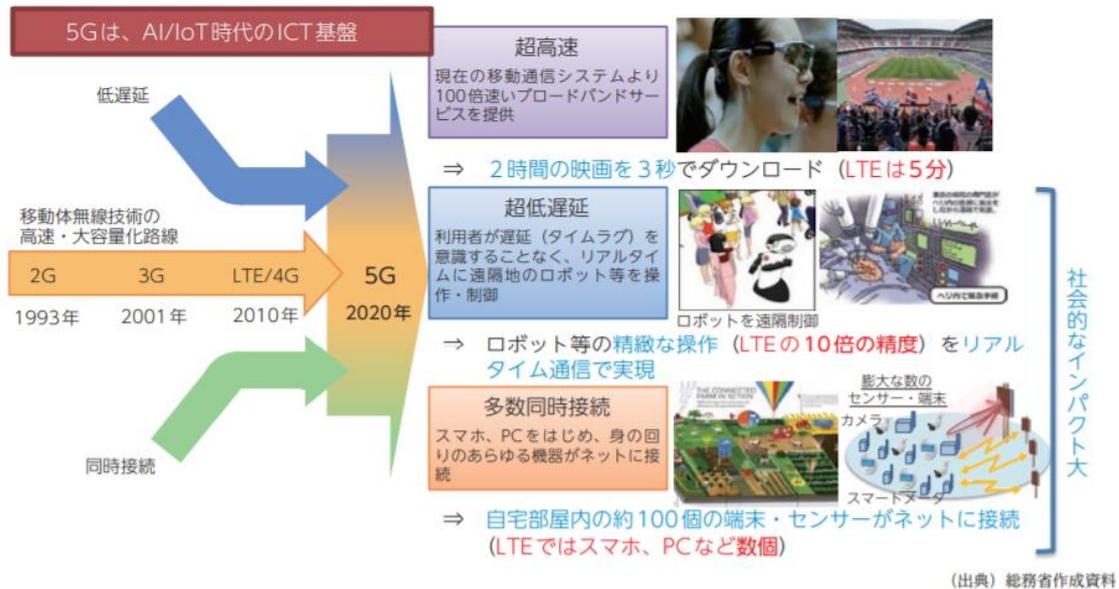
## 4 情報技術の動向

後期情報化事業計画期間内における情報技術の主な動向として、新たな移動通信システムである 5G (5th Generation) が挙げられます。5G については、総務省の「令和 2 年版情報通信白書」においても、「特集 5G が促すデジタル変革と新たな日常の構築」として取り上げられており、デジタル基盤として 5G が普及拡大することによる新たな付加価値の創造が期待されています。また、国が平成 30 年に「クラウド・バイ・デフォルト原則」を公表したことにより、政府機関や自治体等においてもクラウドサービスの利用が拡大しています。一方で、クラウドサービス利用においては、情報セキュリティ対策に不安を感じる団体が多いことから、国ではクラウドサービスを評価するための制度として、新たに「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」を策定しています。今後、世田谷区においてもさらにクラウドサービスの利用拡大が見込まれるため、ISMAP の制度について理解をした上で、クラウドサービスを選定することが重要となります。

### (1) 第 5 世代移動通信システム (5G)

5G とは、移動通信システムの第 5 世代のことであり、令和元年度から商用開始されています。これまでの 4G と比較すると、5G は現在の移動通信システムより速い「超高速通信」、スマートフォンや PC 等の端末機器が多数同時に接続できる「多数同時接続」、利用者が遅延を意識することなくロボット等を操作・制御できる「超低遅延」の 3 点が大きな特徴となっています。5G の実装が幅広い産業・分野で進むことによって、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果をもたらすことが期待されています。

また、国では携帯電話事業者による全国向けサービスとは別に、地域や産業の個別のニーズに応じて、様々な主体が柔軟に利用可能な移動通信システムとして、ローカル 5G を創設しています。国が主導となりローカル 5G 等を活用した課題解決モデルを構築するための開発実証を推進しており、農業ロボットによる農作業の自動化、自動運転車両の安全確保支援の仕組み、中核病院における 5G と先端技術を融合した遠隔診療など、様々な分野への応用が期待されています。



出典：総務省 「令和2年度版情報通信白書」

図 13 ICT 基盤としての 5G

## (2) クラウドサービスの更なる進展とセキュリティ評価制度

平成30年6月の各府省庁情報化統括責任者(CIO)連絡会議にて、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が公表されたことにより、政府情報システムは「クラウド・バイ・デフォルト原則」を基本とし、政府共通プラットフォームのクラウド利用を始めとし、政府情報システムのクラウドサービスへの移行が加速しています。

また、自治体についても「デジタル・ガバメント実行計画」において、基幹系17業務システムの標準化や「(仮称)Gov-Cloud」に向けた検討を令和7年度までに実施するとされており、自治体システムのクラウドサービスの利用が進んでいくと考えられます。

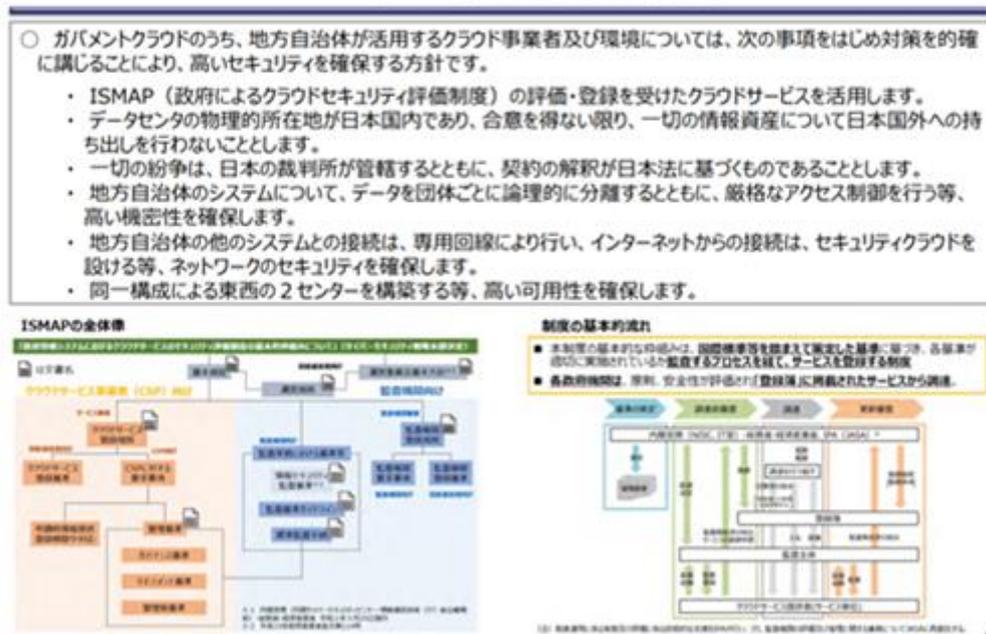
一方で、クラウドサービスに要求する統一的なセキュリティ要求基準は存在しておらず、クラウドサービスの導入にあたって情報セキュリティ対策が課題となっていました。この課題に対応するため、国では総務省及び経済産業省が連携し、クラウドサービスを導入する際の安全性評価基準及び安全性評価の監査を活用した評価の仕組みの導入に向けて、クラウドサービスの安全性評価に関する検討会を設置して検討を進めています。令和2年1月には「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」が公表され、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」の、①本制度の基本的な枠組み、②各政府機関等における本制度の利用の考え方、③本制度の所管と運用体制が決定されました。これにより、各政府機関等は、クラウドサービスの調達を行う際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)」に登録されたサービスから調達することが原則と

されました。

検討が進められている自治体の「基幹系 17 業務システムの標準化」や「(仮称)Gov-Cloud」においても、令和 3 年 2 月に内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室より公表された「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について (案)」において、ガバメントクラウドのセキュリティ対策として以下が示されています。

今後、自治体において独自にクラウドサービスを利用する場合においても、本資料に示されたセキュリティ対策を基本としたサービスの調達が必要となることが想定されます。

### ガバメントクラウドのセキュリティ対策



出典：内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室 「地方自治体による ガバメントクラウドの活用について (案)」

図 14 ガバメントクラウドのセキュリティ対策

## 第3章 後期情報化計画事業の進捗状況

本章では、平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）を対象期間とした、後期情報化事業計画に定められている情報化計画事業の進捗状況について示します。

### 1 後期情報化計画事業の実施状況及び次期への課題

#### (1) 情報化政策1 区民の力を活かす情報化

「1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善」「1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援」として、5つの計画事業に取り組みました。個別の実施内容ごとの達成状況は、計画を上回る実施4件、計画どおり実施12件、内容を一部修正して実施6件でした。内容を一部修正して実施したものについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響によるもの、システム導入のスケジュールを変更したことが理由として挙げられます。電子申請サービスやマイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上、電子書籍サービス、学校教育におけるICT活用基盤の整備・充実については、計画を上回る実施となっています。

※計画を上回る実施：◎、計画どおり実施：○、内容を一部修正して実施：△、未実施：×

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善			
1-1-1 ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実	① 電子媒体を活用した情報提供の充実	○	
	② 区民向け地理情報提供の充実	△	地理情報システムの統一化が必要
	③ 区民の安全・安心なICT利用に向けた情報提供の推進	△	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施内容を変更
	④ 多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実	○	
	⑤ 多言語化におけるICTの活用	△	導入時期を変更

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善			
1-1-2 マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進	① マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充	電子調達/マイナポータル ○	
		電子申請 ◎	手続の電子化件数が大幅に増加
	② 納付方法の多様化に向けた調査研究及び検討	○	
	③ マイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上の検討及び促進	◎	新型コロナウイルスワクチンの予防接種などの業務への利用が拡大
	④ 世田谷版ネウボラを支える情報システムの構築	△	新型コロナウイルスの影響により、実施内容を変更 ※令和3年度で終了
1-1-3 ICT を活用した生涯学習及び学校教育の充実支援	① ICT を活用した図書館のサービス向上及び業務効率化	IC タグ △	IC タグ導入時期の変更
		電子資料公開システム △	電子化資料公開システムの評価・検証が必要
		電子書籍サービス ◎	令和2年度に新規でサービス開始
		インターネット閲覧端末管理システム ○	
	② 文化財資料の公開及び閲覧性向上	○	※令和3年度で終了
	③ 学校教育における ICT 活用基盤の整備・充実	◎	タブレット型情報端末及び校内通信 NW 等新たな ICT 基盤を整備

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の交流促進支援			
1-2-1 参加と協働の促進に向けた ICT 環境の整備	① ICT を活用した防災関連情報提供の促進 Free Wi-Fi	○	
	② 情報バリアフリーの推進及び障害者の社会参加のサポート	○	
	③ 区民の力と ICT を活かした区の新たな魅力発見及び発信	○	
	④ 区が保有する各種情報のオープンデータ化の促進	△	オープンデータの活用研究が必要
	⑤ パーソナルデータの利活用と保護の仕組みの研究	○	※令和3年度で終了
1-2-2 東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備	① 多様な媒体等を活用した情報提供	○	※令和3年度で終了
	② まちなか観光の推進による世田谷の魅力の発信（1-2-1③再掲）	-	
	③ ICT を活用したおもてなし（デジタルサイネージ、Free Wi-Fi 等）	○	※令和3年度で終了
	④ 多言語化における ICT の活用（1-1-1⑤再掲）	-	

## (2) 情報化政策 2 行政経営を支援する情報化

「2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進」「2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進」として、3つの計画事業に取り組みました。個別の実施内容ごとの達成状況は、計画を上回る実施1件、計画どおり実施6件、内容を一部修正して実施3件でした。災害対策本部におけるICT利用環境の整備・検討は、本庁舎整備工期変更によりスケジュールが変更となりましたが、おおむね計画通り進捗しています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、事業内容を一部修正のうえ、テレビ会議やグループウェア等のコミュニケーションツールの整備を優先して実施しました。モバイル端末を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現については、計画を上回る実施となっています。なお、区立保育園におけるICT環境の整備や財務会計システム、児童相談所移管に向けた情報システムの構築は計画通りに進めた結果、システムの運用段階に入ったため令和3年度で情報化計画事業としては終了となります。

※計画を上回る実施：◎、計画どおり実施：○、内容を一部修正して実施：△、未実施：×

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
<b>2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進</b>			
2-1-1 本庁舎等整備、世田谷区役所版働き方改革と連動したICT利用環境の整備・検討	① モバイル端末を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現	◎	モバイル端末の整備拡大
	② ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹底	○	
	③ 区立保育園におけるICT利用環境の整備・検討	○	※令和3年度で終了
	④ 災害対策本部におけるICT環境の整備	△	本庁舎整備の工期変更に伴い、整備スケジュールを変更
2-1-2 ICTを活用した安全で安心な行政事務の実現	① 財務会計システムの安定運用及び新公会計制度の活用	○	※令和3年度で終了
	② 児童相談所移管に向けた情報システムの構築	○	※令和3年度で終了
	③ セキュリティ強化のもとでのインターネット活用環境の検討・整備	△	外部とのテレビ会議環境整備を優先
<b>2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進</b>			
2-2-1 クラウド・仮想化技術等の活用による省力化、最適化の推進	① 庁内業務の省力化の促進	○	
	② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用のスリム化推進	△	コミュニケーションツールの確保の観点より一部システムを再構築
	③ 各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進	○	

### (3) 情報化政策3 情報化基盤の強化

「3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善」「3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成」として、5つの計画事業に取り組みました。個別の実施内容ごとの達成状況は、計画を上回る実施0件、計画どおり実施11件、内容を一部修正して実施5件でした。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、監査や会議、研修など対面で行う内容は実施を見直すことが求められました。その他については、おおむね計画通りの進捗となっています。

※計画を上回る実施：◎、計画どおり実施：○、内容を一部修正して実施：△、未実施：×

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善			
3-1-1 情報化基盤の整備及び業務継続対策の推進	① 庁内情報基盤の安定的な維持管理及び改善に向けた取組みの推進	○	
	② ICT 基盤管理部門における業務継続計画 P に基づく取組みの継続	○	
3-1-2 安定した業務運営に向けたシステムリプレイス（機器の更改）及び法制度改正に対応したシステム改修の実施	① システムライフサイクルに対応したシステムリプレイスの実施	○	
	② 法制度改正等に対応したシステム改修の実施	○	
3-1-3 ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化	① CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化	○	
	② 情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施	○	
	③ ICT 調達最適化推進	○	
	④ 情報セキュリティ対策の総合的推進	△	新型コロナウイルスの影響により、実施内容を変更
	⑤ AI 等新技術を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化	△	導入時期の見直しを実施

情報化計画事業の体系	実施内容	達成状況	課題等
3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の育成			
3-2-1 情報システム運用、データ利用、AI 等活用等の強化に向けた人材育成	① 全庁的な情報システムライフサイクル管理の向上に向けた人材育成	○	
	② ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成	△	新型コロナウイルスの影響により、実施内容を変更
	③ AI や IoT、センサーの調査研究、検討	○	
	④ ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進	△	ナレッジマネジメントシステムの構築が課題
3-2-2 情報セキュリティの強化に向けた人材育成	① 全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成	○	
	② 各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成	△	新型コロナウイルスの影響により、実施内容を変更
	③ 最新の情報セキュリティ事件事例等に関する庁内向け情報提供の継続的实施	○	

## 第4章 情報化計画事業

本章では、情報化事業計画（調整）の体系と、個々の事業内容を示します。

### 1 計画事業の考え方

後期の情報化事業計画に引き続き、情報化推進計画（平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度））に示されている情報化方針、情報化政策の実現に向け、今後2年間の具体的な事業計画を策定します。

（1）第2章に示した、情報化事業計画（後期）策定後4年間の国、東京都、区の政策動向、技術動向などを踏まえ、新たに盛り込むべき視点等を整理し、事業を追加、調整した計画とします。

（2）第3章に示した、情報化事業計画（後期）の実施状況などを踏まえ、事業の継続、見直し、追加等を行います。

（3）情報化事業計画に示された計画事業と「世田谷区DX推進方針 ver.1」に示された3つの方針「行政サービスのRe-Design」「参加と協働のRe-Design」「区役所のRe-Design」の関係性を整理します。

これにより、以下に示す情報化事業計画の方向性を踏まえ、情報化計画事業を新規または拡充して取り組むこととします。

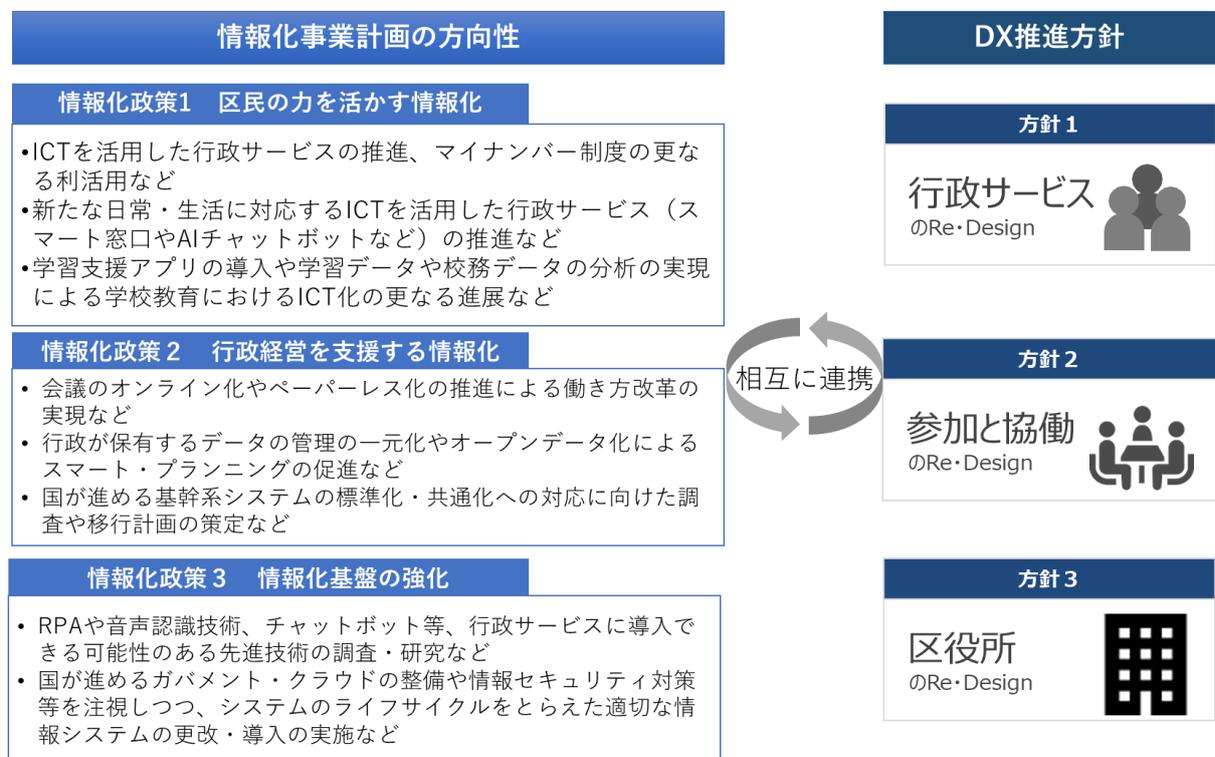


図 15 情報化事業計画の方向性

## 2 情報化計画事業の体系

後期情報化事業計画の体系について、国や東京都、区の政策動向等を踏まえ、「3-1 より安定的な庁内情報基盤の実現に向けた改善」については、「3-1 DX推進を支える情報化基盤の整備」に変更します。また、新たに「1-1-3 新たな日常・生活に対応するICTを活用した行政サービスの実現」を追加します。「1-2-2 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた情報化環境整備」については、東京オリンピック・パラリンピックが令和3年度に開催されたことを受け、終了とします。

情報化政策の体系		情報化計画事業の体系		DX推進方針との対応
情報化政策	取り組みの方向性	計画番号	情報化計画事業	
1 区民の力を活かす情報化	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善	1-1-1	ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実	参加と協働のRe・Design
		1-1-2	マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進【拡充】	行政サービスのRe・Design
		1-1-3	新たな日常・生活に対応するICTを活用した行政サービスの実現【新規】	行政サービスのRe・Design
		1-1-4	ICTを活用した生涯学習及び学校教育の充実支援【拡充】	行政サービスのRe・Design
	1-2 多様な主体(区・区民・各種団体等)の交流促進支援	1-2-1	参加と協働の促進に向けたICT環境の整備	参加と協働のRe・Design
2 行政経営を支援する情報化	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の推進	2-1-1	本庁舎等整備、世田谷区役所版働き方改革と連動したICT利用環境の整備・検討【拡充】	区役所のRe・Design
		2-1-2	ICTを活用した安全で安心な行政事務の実現【拡充】	区役所のRe・Design
	2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進	2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による効率化、最適化の推進【拡充】	区役所のRe・Design
3 情報化基盤の強化	3-1 DX推進を支える情報化基盤の整備	3-1-1	情報化基盤の整備及び業務継続対策の推進	区役所のRe・Design
		3-1-2	安定した業務運営に向けたシステムリプレイス及び業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正に対応したシステム改修の実施【拡充】	区役所のRe・Design
		3-1-3	ICTガバナンス及び情報セキュリティ・個人情報保護の推進	区役所のRe・Design
	3-2 情報化を通して区政を支えるICT人材の育成	3-2-1	DX推進、情報システム運用、データ利用、AI等活用等の強化に向けた人材育成	区役所のRe・Design
		3-2-2	情報セキュリティの強化に向けた人材育成	区役所のRe・Design

### 3 情報化計画事業及び情報化計画事業を構成する事業

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの方向性	1-1 ICTを活用した行政サービスの拡充及び継続的改善
情報化計画事業名	1-1-1 ICTの高度化・多様化に対応した情報提供の充実	関係部	政策経営部 経済産業部 生活文化政策部 子ども・若者部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ ビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</li> <li>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</li> </ul> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「6 実現の方策」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「1 区民参加の推進（参加・協働、ネットワーク）」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「(1) 参加の拡充」</li> <li>└ 「(4) 情報公開と区民参加」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 本計画事業</li> </ul>		
DX 推進方針との対応	 参加と協働の Re・Design		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区ホームページ、SNS での情報発信のあり方をさらに検討し、区民視点によるセグメント配信の導入などをすすめる。</li> <li>・ 庁内における地理情報を各所管で自由に閲覧でき、複数の空間データを組み合わせること等により、詳細な分析を可能とし、区民の要望を踏まえた情報の公開を実現する。</li> <li>・ 電子商取引等における消費者被害の未然防止を図る。</li> <li>・ 若者の参加と協働により若者自身が区の情報を SNS 等を活用し効果的に発信することで、情報を受け取った若者が地域・人・支援機関と出会い、気軽に参加・参画するきっかけづくりを進め、将来的な住民参加の意識醸成に取り組む。</li> <li>・ ICT を活用し、行政用語が含まれた通訳を迅速かつ的確に行うことで、平常時の区内在住外国人対応の質の向上を見込む。また、災害時においても区内在住外国人に対する的確な情報伝達を可能にし、命を守ることに繋げる。</li> </ul>		
これまでの取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページデザイン及び分類の検討を経て令和元年度にホームページのリニューアルを実施した。また、リニューアル後の新ホームページにおける災害時等の安定稼働に向けたサブサーバの強化、アクセス集中時に備えたシステム強化を行った。</li> <li>・ 各課で個別調達している地理情報システム関連ソフトウェアを整理し、地理情報システム関連ソフトウェアの一括調達を行った。</li> <li>・ インターネットを利用した消費者講座の開催や消費生活センターだよりへの啓発記事掲載、区立小・中学校へ小冊子を配布、大学生等に向けたチラシ配付、ホームページでの啓発を行っている。</li> <li>・ 区民の安全・安心な ICT 利用に関し、幅広い世代への啓発を行っている。</li> <li>・ 「情熱せたがや、始めました。」メンバーによる発案・活動や、庁内所管との連携により、行政施策や世田谷の魅力について、SNS 等（Facebook、Twitter、Instagram、note、YouTube）を活用した情報発信を行っている。</li> <li>・ 他自治体の事例を研究するなど、区内在住外国人の言語支援にあたり適切な通訳アプリケーションを導入した。</li> </ul>		

---

令和4年度～令和5年度	
主な実施予定 内容	①電子媒体を活用した情報提供および行政サービスの充実
	②区民向け地理情報提供の充実
	③区民の安全・安心な ICT 利用に向けた情報提供の推進
	④多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実
	⑤多言語化における ICT の活用

情報化計画事業 1-1-1 「ICT の高度化・多様化に対応した情報提供の充実」年次別行動計画

①電子媒体を活用した情報提供および行政サービスの充実（広報広聴課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期ホームページリニューアルに向けたデータ解析及びリニューアル方針の策定</li> <li>次期ホームページサイト設計・情報分類を踏まえた新サイト構築要求書の作成</li> <li>区民視点による LINE の継続的な情報発信のあり方検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期ホームページ新サイト構築事業者の選定</li> <li>次期ホームページ新サイト構築開始</li> <li>区民視点による LINE の継続的な情報発信のあり方検討・実施</li> </ul>

②区民向け地理情報提供の充実（ICT推進課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代地理情報基盤の導入・移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代地理情報基盤への順次データ移行・拡充</li> </ul>

③区民の安全・安心な ICT 利用に向けた情報提供の推進（消費生活課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子商取引等における消費者被害の未然防止を図るための啓発事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子商取引等における消費者被害の未然防止を図るための啓発事業を実施</li> </ul>

④多様な媒体を活用した若者支援関連情報発信の充実（若者支援担当課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>YouTube 動画作成・配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者の参加参画を促すための新たな SNS 配信媒体の導入</li> </ul>

⑤多言語化における ICT の活用（国際課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳アプリケーションの運用・検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通訳アプリケーションの運用</li> <li>令和6年度以降の運用方法・設置場所等の検討</li> </ul>

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの 方向性	1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充 及び継続的改善
情報化計画 事業名	1-1-2	マイナンバー制度等による行政 サービスの利便性向上の推進【拡充】	関係部 政策経営部 デジタル改革担当部 財務部 地域行政部
区政における 位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世田谷区基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ ビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</li> <li>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</li> </ul> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「6 実現の方策」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「2 持続可能な自治体経営」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「(5) 行政経営改革の推進」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 本計画事業</li> </ul> </div>		
DX 推進方針 との対応	 行政サービスの Re・Design		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が提示する優先的にオンライン化すべきとされる子育て関係、介護関係等の手続きを中心にオンライン化を推進し、行政サービスの利便性向上を図る。</li> <li>・マイナポータルからのオンライン手続きを拡充するとともに、申請管理システムによって既存基幹システムと連携しスムーズな受付処理を可能とするなど、マイナンバーカードを保有するメリットを区民が最大限享受できるようにする。</li> <li>・申請管理システムを導入し、マイナポータルと庁内基幹システムとの申請等データ連携を行う。また、引越しワンストップサービスを実現する。</li> <li>・情報提供ネットワーク・システムの適正な運用と対象業務拡大への対応、マイキープラットフォームの利活用による区民サービスの利便性の向上を図る。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京共同電子申請・届出サービス、マイナポータル等を利用してオンライン化を進めている。令和3年度には国が優先的にオンライン化すべきと提示する申請に加え、年間10,000件を超える申請についてオンライン化が可能か検討し、取り組みを進めている。</li> <li>・特別定額給付金や新型コロナウイルスワクチン住民接種事務など、計画時には予定されていなかった事務も国の主導により実施されるなど、法令等改正によるマイナンバーの利用拡大が進んでいる。また、マイナポイント予約・申込やマイナンバーカード健康保険証利用においても、マイキープラットフォームの利活用が進んでいる。</li> </ul>		
主な実施予定 内容	令和4年度～令和5年度		
	①マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充【拡充】		
	②マイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上の検討及び促進【拡充】		

情報化計画事業 1-1-2 「マイナンバー制度等による行政サービスの利便性向上の推進【拡充】」年次別行動計画

①マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充【拡充】

(番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課、住民記録・戸籍課、経理課、デジタル改革担当課、ICT推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルの利用拡充、オンライン手続き・電子申請サービスの実施</li> <li>・引越しワンストップサービスの導入</li> <li>・申請管理システムの導入（マイナポータルと基幹システムの接続）子育て関連手続き・介護関連手続きほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルの利用拡充、オンライン手続き・電子申請サービスの実施</li> <li>・引越しワンストップサービスの実施</li> <li>・申請管理システムの運用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都電子自治体共同運営第4期電子調達サービスによる資格審査、入札事務の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都電子自治体共同運営第4期電子調達サービスによる資格審査、入札事務の実施</li> <li>・東京都電子自治体共同運営第5期電子調達サービス移行に伴う準備</li> </ul>

②マイナンバー制度を活用した区民サービスの利便性向上の検討及び促進【拡充】

(番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワーク・システムの適正な運用と対象業務拡大への対応</li> <li>・マイキープラットフォームの利活用動向への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワーク・システムの適正な運用と対象業務拡大への対応</li> <li>・マイキープラットフォームの利活用動向への対応</li> </ul>

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの 方向性	1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充 及び継続的改善
情報化計画 事業名	1-1-3	新たな日常・生活に対応する ICT を 活用した行政サービスの実現【新規】	関係部 政策経営部 地域行政部 保育部 都市整備政策部
区政における 位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世田谷区基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ ビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</li> <li>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</li> </ul> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「6 実現の方策」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「2 持続可能な自治体経営」</li> <li>└ 「(5) 行政経営改革の推進」</li> </ul> </li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 本計画事業</li> </ul> </div>		
DX 推進方針 との対応	 行政サービスの Re・Design		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民のライフイベント等に伴う届出に必要な手続の案内をインターネット上で行うことで、申請書や届出書の作成にかかる区民等の負担の軽減や窓口での待ち時間の短縮、混雑の緩和が期待できる。</li> <li>・国が提示する優先的にオンライン化すべきとされる子育て関係、介護関係等の申請を中心にオンライン化を推進し、行政サービスの利便性向上を図る。(1-1-2①再掲)</li> <li>・各種手続きのオンライン化を進めるとともに、映像システム等も活用した相談業務の充実を図り、より身近な窓口での相談や手続きのサービスを充実させる。</li> <li>・区民個人にフィットした行政サービスに関する情報提供や、問合せ対応等に、身近な窓口（ポータル）としての LINE を活用し、区民サービス向上及び業務効率化を図る。</li> <li>・各種窓口等での手数料等支払いにキャッシュレス決済を導入し、区民サービス向上とともに、職員の現金取扱い等窓口の手間を削減し、業務効率化及び事故防止を図る。</li> <li>・都市整備関連（建築確認、開発、指定道路等）に関する証明や台帳等の情報をインターネット等により受付・交付するシステムの導入を検討し、窓口の混雑緩和、密の回避によるコロナ対策、窓口人員の削減による効率化を図る。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京共同電子申請・届出サービスやマイナポータル等を利用してオンライン化を進めている。令和3年度には国が優先的にオンライン化すべきと提示する申請に加え、年間10,000件を超える申請について電子化が可能か検討し、取り組みを進めている。(1-1-2①再掲)</li> <li>・粗大ごみの手数料や粗大ごみを中心とした資源・ごみ分別に関する案内や、幼児教育・保育の無償化や認可保育園入園申し込みに関する問い合わせ対応に AI チャットボットを導入し区民サービスの向上を図っている。</li> <li>・区公式 LINE アカウントを導入し、新型コロナウイルス感染症等に関する最新情報を提供している。</li> </ul>		

---

令和4年度～令和5年度	
主な実施予定 内容	①ICTを活用した書かない/待たない窓口の実現【新規】
	②マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充【拡充】(1-1-2①再掲)
	③身近な窓口（ポータル）としてのLINEの活用【新規】
	④窓口等へのキャッシュレス決済の導入【新規】
	⑤ICTを活用した相談体制の整備【新規】
	⑥インターネット等情報交付請求・提供システムの構築【新規】

情報化計画事業 1-1-3 「新たな日常・生活に対応する ICT を活用した行政サービスの実現  
【新規】」年次別行動計画

①ICT を活用した書かない/待たない窓口の実現【新規】（住民記録・戸籍課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民のライフイベント等に伴う届出に必要な手続きの Web 案内の導入</li> <li>・スマート窓口の導入に向けた対象手続きの選定、システム要件等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマート窓口の導入に向けた対象手続きの選定、システム要件等の検討（基幹システム標準化検討と並行）</li> </ul>

②マイナポータル、インターネットを活用した行政サービスの拡充【拡充】（1-1-2①再掲）  
（番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課、ICT推進課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルの利用拡充、オンライン手続き・電子申請サービスの実施</li> <li>・引越しワンストップサービスの導入</li> <li>・申請管理システムの導入（マイナポータルと基幹システムの接続）子育て関連手続き・介護関連手続きほか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポータルの利用拡充、オンライン手続き・電子申請サービスの実施</li> <li>・引越しワンストップサービスの実施</li> <li>・申請管理システムの運用</li> </ul>

③身近な窓口（ポータル）としての LINE の活用【新規】  
（経営改革・官民連携担当課、広報広聴課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの検討・試行・実施・検証（配信、チャットボット、アンケート等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンテンツの検討・試行・実施・検証順次拡充（配信、チャットボット、アンケート等）</li> </ul>

④窓口等へのキャッシュレス決済の導入【新規】（デジタル改革担当課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各くみん窓口・各出張所の収納業務フローの見直し・改善</li> <li>・各くみん窓口・各出張所へのキャッシュレス決済の導入</li> <li>・その他の窓口等へのキャッシュレス決済の導入検討</li> <li>・キャッシュレス決済導入窓口の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の窓口等へのキャッシュレス決済の導入</li> <li>・キャッシュレス決済導入窓口の周知</li> </ul>

⑤ICT を活用した相談体制の整備【新規】（地域行政課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)地域行政推進計画の策定</li> <li>・まちづくりセンター・オンライン環境充実にに向けた整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりセンター窓口と本庁等をオンラインで結ぶ相談・受付システム及び体制の検討</li> </ul>

## ⑥インターネット等情報交付請求・提供システムの構築【新規】（都市計画課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定 内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・データ調査、他自治体の事例調査研究等</li><li>・システム導入検討</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・調査検討結果に基づく対応</li></ul>

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの方向性	1-1 ICT を活用した行政サービスの拡充及び継続的改善
情報化計画事業名	1-1-4	ICT を活用した生涯学習及び学校教育の充実支援【拡充】	関係部 教育政策部 生涯学習部
区政における位置付け	<p>世田谷区基本構想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ ビジョン「文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する」</li> <li>└ ビジョン「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」</li> </ul> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「4 分野別政策」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 分野別政策「子ども若者・教育」 <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 「2. 地域社会を創る生涯学習の充実」</li> <li>└ 「4. 質の高い学校教育の充実」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 本計画事業</li> </ul>		
DX 推進方針との対応	 行政サービスの Re・Design		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館への IC タグおよび関連機器の導入や電子書籍サービスの実施により、利用者の利便性の更なる向上及び職員の業務効率化を実現する。IC タグについては、利用者のプライバシーにも配慮した貸出・返却方法が実現され、電子書籍サービスでは、図書館が休館の際でも図書館サービスの継続を可能とするとともに、様々な理由から図書館へ来館が困難な方、また電子書籍の機能を生かした視覚障害者などへの図書館サービスの拡充を見込める。</li> <li>・学習支援アプリを導入し、児童生徒が自ら課題意識をもって、多様な価値観を持つ他者や社会と積極的に関わりながら課題を解決していく探究的な学びや、一人一人の学びを尊重し個別最適な学びを行う。</li> <li>・統合型校務支援システムの導入により、機能統合、出席簿の電子化、児童・生徒及び教員が使うタブレット端末との連携を可能とし、学びのデータの活用による教員の指導力向上、業務改善による働き方改革等、教育 DX に向けた取組みを推進する。</li> <li>・教育 ICT 環境の整備充実を図り、ICT を活用した新たな学びを推進する。</li> </ul>		
これまでの取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IC タグおよび関連機器の整備が完了した図書館では、自動貸出機によるプライバシー保護、窓口処理時間短縮などの利用者の利便性向上、BDS（ブックディテクションシステム）ゲート設置による不明資料の削減や来館者数の把握が可能となった。また特別整理作業を効率化でき、特別整理に伴う休館期間を各館 1 日短縮した。</li> <li>・電子書籍サービス開始時から令和 3 年 9 月末時点での利用登録者 14,943 人、コンテンツ数 9,439 点となった。令和 3 年 4 月からの緊急事態宣言による図書館休館時にも図書館サービスを継続することができた。</li> <li>・国の GIGA スクール構想等に基づき、新型コロナウイルス感染症対応も踏まえ、学校及び家庭双方での活用を視野に入れて、児童・生徒 1 人 1 台のタブレット型情報端末を令和 2 年度に整備した。また、遅延なく動画教材等を視聴可能なインターネット接続環境を実現するため、高速通信可能なネットワークの整備を行い、令和 3 年 4 月から本格運用を開始した。</li> </ul>		
主な実施予定内容	令和 4 年度～令和 5 年度		
	①ICT を活用した図書館のサービス向上及び業務効率化		
	②学習支援アプリを活用した新たな学びの実施【新規】		
③教育 DX に向けた取組みの推進【新規】			

情報化計画事業 1-1-4 「ICT を活用した生涯学習及び学校教育の充実支援【拡充】」

年次別行動計画

①ICT を活用した図書館のサービス向上及び業務効率化（中央図書館）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜丘・奥沢図書館、池尻・希望丘・野毛・松沢・喜多見図書室への IC タグ関連機器の導入</li> <li>・IC タグ関連機器の運用</li> <li>・電子書籍サービスの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IC タグ関連機器の運用</li> <li>・電子書籍サービスの実施</li> </ul>

②学習支援アプリを活用した新たな学びの実施【新規】（教育研究・研修課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援アプリ（双方向型、ドリル系、電子会議システム）の導入及び新たな学びの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援アプリ（双方向型、ドリル系、電子会議システム）の導入及び新たな学びの実施</li> </ul>

③教育 DX に向けた取組みの推進【新規】（教育 ICT 推進課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型校務支援システムへの再構築</li> <li>・ICT を活用した新たな学びの推進に向けた教育 ICT 環境の整備充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型校務支援システムの本格運用開始</li> <li>・ICT を活用した新たな学びの推進に向けた教育 ICT 環境の整備充実</li> </ul>

情報化政策	1 区民の力を活かす情報化	取組みの 方向性	1-2 多様な主体（区・区民・各種団体等）の 交流促進支援
情報化計画 事業名	1-2-1	参加と協働の促進に向けた ICT 環境 の整備	関係部 デジタル改革担当部 危機管理部 障害福祉部 高齢福祉部 経済産業部 政策経営部
区政における 位置付け	<p>世田谷区基本構想 ↳ ビジョン「ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする」</p> <p>世田谷区基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 「4 分野別政策」 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 分野別政策「暮らし・コミュニティ」 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 「1. 地域コミュニティの促進」</li> <li>↳ 「2. 安全・安心のまちづくり」</li> <li>↳ 「3. 多様性の尊重」</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>↳ 「6 実現の方策」 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 「1 区民参加の推進（参加・協働、ネットワーク）」 <ul style="list-style-type: none"> <li>↳ 「(1) 参加の拡充」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>世田谷区情報化推進計画 ↳ 本計画事業</p>		
DX 推進方針 との対応	 <p>参加と協働の Re・Design</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT を効果的に活用し、区民等への多様な媒体による防災関連情報の配信を実現する。</li> <li>・障害者パソコン教室を実施することにより、障害者にパソコンの基礎から応用までを学ぶ機会を提供し、情報バリアフリーの促進を図る。</li> <li>・ICT を活用した障害者への情報提供の充実を図る。</li> <li>・高齢者向けスマホ教室を開催するなど、デジタル・デバイド対策を図る。</li> <li>・多様な媒体による観光情報の発信をするとともに、SNS による区民からの情報発信を得ながら、区の魅力を効果的に発信する。</li> <li>・ICT 技術の活用やオープンデータを推進することで、行政の透明性や信頼性の向上、区民の区政参加機会の拡充、ICT を活用した地域課題の解決を図る</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所 Wi-Fi を避難所に整備し、多言語版の防災マップアプリを作成した。また、各種配信ツールによる、災害・防災情報等の区民周知を実施している。</li> <li>・障害者パソコン教室を実施し、パソコンの基礎から応用までを学ぶ機会を提供している。</li> <li>・区発行物への音声コード導入に係る情報提供や支援、音声コード読み上げ用携帯端末の設置場所等についての周知を行い、チラシや封筒などへの音声コードの貼付を促進した。また、各総合支所にタブレット端末を活用した遠隔手話通訳を導入することで、各窓口で円滑に手続きを行うことを可能としている。</li> <li>・観光アプリや観光ホームページ、プロモーションビデオ、SNS を活用し、世田谷の魅力を効果的に発信している。</li> <li>・世田谷区オープンデータポータルページにて多種のデータを公開している。また、地理情報を活用したオープンデータサイト上で GIS データや API を公開している。</li> </ul>		

---

令和4年度～令和5年度	
主な実施予定 内容	①ICTを活用した防災関連情報提供の促進
	②情報バリアフリーの推進及び障害者の社会参加のサポート
	③高齢者向けデジタル・デバインド対策の検討・実施【新規】
	④区民の力とICTを活かした区の新たな魅力発見及び発信
	⑤区が保有する各種情報のオープンデータ化の促進

情報化計画事業 1-2-1 「参加と協働の促進に向けた ICT 環境の整備」 年次別行動計画

①ICT を活用した防災関連情報提供の促進（災害対策課）

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所 Free Wi-Fi の運用管理</li> <li>・外国人向け防災マップアプリ多言語版普及促進</li> <li>・各種ツールによる防災関連情報の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所 Free Wi-Fi の運用管理</li> <li>・外国人向け防災マップアプリ多言語版普及促進</li> <li>・各種ツールによる防災関連情報の提供</li> </ul>

②情報バリアフリーの推進及び障害者の社会参加のサポート

（障害施策推進課、障害者地域生活課）

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声コードの導入支援・利用支援など普及・促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音声コードの導入支援・利用支援など普及・促進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各総合支所におけるタブレット端末を活用した遠隔手話通訳の運用</li> <li>・効果的な支援策等についての継続検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各総合支所におけるタブレット端末を活用した遠隔手話通訳の継続運用</li> <li>・効果的な支援策等についての継続検討・実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者パソコン教室（初心者コース、テーマ別選択応用コース、視覚障害者コース）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者パソコン教室（初心者コース、テーマ別選択応用コース、視覚障害者コース）の実施</li> </ul>

③高齢者向けデジタル・デバインド対策の検討・実施（介護予防・地域支援課）

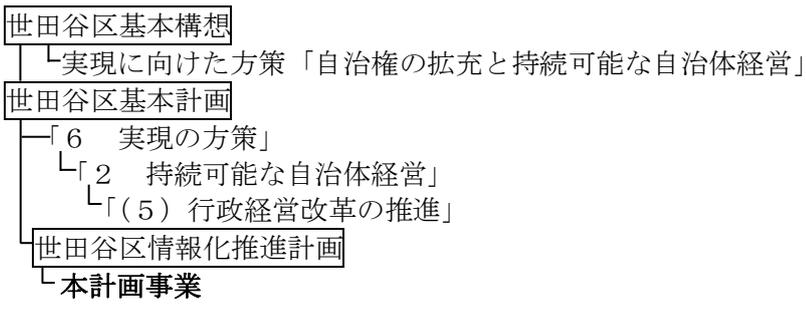
	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向けスマホ教室の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者向けスマホ教室の実施</li> </ul>

④区民の力と ICT を活かした区の新たな魅力発見及び発信（産業連携交流推進課）

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光ホームページ、SNS を活用した観光情報等の発信</li> <li>・区民による世田谷の魅力の投稿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光ホームページ、SNS を活用した観光情報等の発信</li> <li>・区民による世田谷の魅力の投稿</li> </ul>

⑤区が保有する各種情報のオープンデータ化の促進（ICT 推進課、デジタル改革担当課）

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ取り組み方針の見直し</li> <li>・庁内オープンデータ収集・活用の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内オープンデータ収集・活用環境の整備</li> </ul>

情報化政策	2 行政経営を支援する 情報化	取組みの 方向性	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の 推進
情報化計画 事業名	2-1-1 本庁舎等整備、世田谷区役所版働き 方改革と連動した ICT 利用環境の 整備・検討【拡充】	関係部	政策経営部 総務部 庁舎整備担当部 環境政策部 世田谷保健所 危機管理部
区政における 位置付け			
DX 推進方針 との対応	 区役所の Re・Design		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでのモバイル端末活用検証等を踏まえ、モバイルやオンライン会議などに適した新しい事務用端末に順次入れ替え、場所などにとらわれない柔軟な働き方を可能とする。</li> <li>会議にオンラインより参加することで、会議運営の効率化や働き方改革を実現する。</li> <li>本庁舎の建替えを契機として文書管理を見直すことで、紙文書の削減による業務効率向上、省スペース化に資する。また、会議開催時の資料作成・配布の事務負担と紙資料削減によるコスト軽減を見込む。</li> <li>保健所業務については、コロナ禍における業務量急増の経験を踏まえ、各種申請・届出や健診・検診、事業の普及啓発のチラシなど膨大な書類の処理や作成に要する、事務量や人員のコスト削減に向けた業務改善を検討し、ペーパーレス化の実現に向けた取組みを進め、区民サービスの利便性向上を図る。</li> <li>本庁舎整備に合わせ、災害時の情報収集・共有および分析・管理を行うための防災情報システムを整備することで、災害時の災害対策本部の対処能力を向上する。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 年間のモバイル端末活用検証を踏まえ、全管理職や出張先での事務が多い職場を中心に、720 台のモバイル端末を整備している。</li> <li>本庁舎整備に伴う執務室移転を踏まえ、令和 3 年 4 月から会議へのオンライン参加必須対象者を定め、確実にオンライン会議を実現した。そのほかの出席者についても、可能な限りのオンライン参加を推進している。</li> <li>紙文書の電子データ化の実施、総合文書管理システムによる電子決裁化（平成 30 年度：48.7%→令和 3 年度：97.7%）を進めたことで、執務室内の省スペース化につながった。</li> <li>資料を電子化することで紙資料のコストが軽減されたほか、各所属においてもカラー文字やリンク挿入などの工夫がみられ、資料の充実が図られている。</li> <li>本庁舎整備にあわせて構築する防災情報システムの導入に向け、令和元年度から令和 3 年度にかけて世田谷区防災情報システム導入計画を検討するとともに、導入事業者選定に係る準備を進めた。</li> </ul>		

---

令和4年度～令和5年度	
主な実施予定 内容	①モバイル端末等を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現【拡充】
	②ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹底【拡充】
	③災害対策本部における ICT 環境の整備

情報化計画事業 2-1-1「本庁舎等整備、世田谷区役所働き方改革と連動した ICT 利用環境の整備・検討【拡充】」年次別行動計画

① モバイル端末等を活用した行政事務の効率化、働き方改革の実現【拡充】

(人事課、職員厚生課、ICT 推進課、会議運営所管各課)

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	・オンライン参加による会議運営（順次拡充）	・オンライン参加による会議運営（順次拡充）
	・区の庁舎等を活用した職場に限定されない勤務環境の整備に向けた取組み・検証	・区の庁舎等を活用した職場に限定されない勤務環境の整備に向けた取組み・検証
	・テレワークの実施状況に応じたサービス関連の整備	・テレワークの実施状況に応じたサービス関連の整備
	・新しい働き方を実現する新事務用端末への入替 (本庁：1,500 台、総合支所・出先：1,000 台)	・新事務用端末への入替 (総合支所・出先：1,600 台) ・会議室への無線 LAN 整備 (本庁：14 か所、総合支所・出先：36 か所)

② ペーパーレス会議ほか紙文書削減の徹底【拡充】

(総務課、区政情報課、政策企画課、世田谷保健所各課)

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	・タブレット端末や資料共有サービスを活用した議会（委員会・本会議）資料の電子化試行及び本格実施への順次移行	・タブレット端末や資料共有サービスを活用した議会（委員会・本会議）資料の電子化試行及び本格実施への順次移行
	・紙文書の電子データ化の継続実施（電子データ化により削減する紙文書量：約 50,000 枚）	・紙文書の電子データ化の継続実施（電子データ化により削減する紙文書量：約 50,000 枚）
	・庁議等におけるペーパーレス会議の拡充	・庁議等におけるペーパーレス会議の拡充
	保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み ・各業務フローにおける課題整理、業務手法検討	保健所業務におけるペーパーレス化の実現に向けた取組み ・ペーパーレス化の実現に向けた検討・作業

③ 災害対策本部における ICT 環境の整備（災害対策課）

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	・防災情報システム導入に向けた設備・機能の検討 ・防災情報システム導入事業者選定 ・防災情報システム構築	・防災情報システム構築 ・職員向け研修実施 ・防災情報システム稼働

情報化政策	2 行政経営を支援する 情報化	取組みの 方向性	2-1 行政経営の質的向上に向けた情報化の 推進
情報化計画 事業名	2-1-2	ICT を活用した安全で安心な行政 事務の実現【拡充】	関係部 政策経営部 都市整備政策部
区政における 位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世田谷区基本構想</p> <p>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└ 「6 実現の方策」</p> <p>└└ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└└└ 「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└ 本計画事業</p> </div>		
DX 推進方針 との対応	 <p>区役所の Re・Design</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ With コロナ、After コロナを見据え、拡大するクラウドサービスやインターネットサービスを庁内の事務用環境から利用可能とし、より高度で安全・安心な行政事務の実現を目指す。</li> <li>・ 行政がもつ多様なデータを一括管理の下でオープンデータ化していくこと、デジタル技術・データを「使いこなす」ための情報化基盤の強化と職員育成を図ることで、業務効率化のみならず、効果的な政策立案、民間活力の活用も含めた新たなサービス提供、ニューノーマルに対応した行政業務への移行に対応する。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナ感染症対策により、外部テレビ会議の需要が急増したことから、外部テレビ会議環境を優先して整備し、外部共有ファイル環境の試行を実施した。これにともない、外部テレビ会議システム、モバイル端末、デスクトップ仮想化、インターネット接続用端末の整備を行った。</li> </ul>		
主な実施予定 内容	令和4年度～令和5年度		
	①セキュリティ強靱化のもとでのクラウドサービス、インターネット活用環境の検討・整備【拡充】		
	②スマート・プランニングの促進に向けた GIS データ管理・基盤整備【新規】		

情報化計画事業 2-1-2 「ICT を活用した安全で安心な行政事務の実現【拡充】」

年次別行動計画

①セキュリティ強靱化のもとのクラウドサービス、インターネット活用環境の検討・整備【拡充】(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな情報セキュリティポリシーに準拠したネットワーク分離新世田谷区モデルの導入</li> <li>・新事務用端末・VDIからのセキュアなクラウドサービス接続の実現</li> <li>・事務用端末からのセキュアブラウザによるインターネット閲覧環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュア接続対象クラウドサービスの拡充・検討</li> </ul>

②スマート・プランニングの促進に向けたGISデータ管理・基盤整備【新規】

(都市計画課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市整備領域内のデータ取扱状況等調査</li> <li>・GISを活用したデータ管理、オープンデータ化を図るための管理方法、情報化基盤整備等の検討</li> <li>・GIS職員研修実施及びデータ活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ移行等実施計画策定</li> <li>・GIS職員研修実施及びデータ活用促進</li> </ul>

情報化政策	2 行政経営を支援する 情報化	取組みの 方向性	2-2 業務、システムの標準化・省力化の推進	
情報化計画 事業名	2-2-1	クラウド・仮想化技術等の活用による 効率化、最適化の推進【拡充】	関係部	政策経営部 その他関係部
区政における 位置付け	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区基本構想</div> <div style="margin-left: 20px;">└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区基本計画</div> <div style="margin-left: 20px;">└ 「6 実現の方策」</div> <div style="margin-left: 40px;">└ 「2 持続可能な自治体経営」</div> <div style="margin-left: 60px;">└ 「(5) 行政経営改革の推進」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区情報化推進計画</div> <div style="margin-left: 20px;">└ 本計画事業</div> </div>			
DX 推進方針 との対応	 <span style="margin-left: 10px;">区役所の Re・Design</span>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種業務システムの高度化や庁内コミュニケーションシステムの円滑化等を通して、より安全で安心な行政事務の実現を目指す。</li> <li>・既存システムのリプレイス等のタイミングで、区専用の仮想化環境への移行、さらに仮想化サーバー及びデスクトップ仮想化環境のクラウド環境への移行を進めることで、情報システムのスリム化を図る。</li> <li>・システムライフサイクルの中で、クラウド・仮想化技術等による仮想化サーバー及びデスクトップ仮想化環境を活用し、業務システム等の省力化、最適化を推進する。</li> <li>・自治体の主要な 20 業務を処理するシステムに対して、国が主導して標準仕様の策定を行う。その標準仕様に沿って各事業者が構築する標準システムに順次現行システムから移行する。</li> </ul>			
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内外統合コミュニケーションツールを試行導入し、コミュニケーションツールを活用した業務の検討を行った。</li> <li>・働き方改革、クラウド・バイ・デフォルトの観点から、改めてクラウドサービスを積極的に活用する方針とし、グループウェアをクラウド化する調整を行った。また、現行共通基盤の調査を行い、DX 推進を支える次期共通基盤の方針検討を行った。</li> <li>・ほぼ全ての業務システムをリプレイス等のタイミングでクラウド化することで、システム運用を省力化し可用性を高めるとともに、ハード機器類を所有、保守しないことによりリプレイス等の構築・運用経費等を削減した。</li> </ul>			
主な実施予定 内容	令和 4 年度～令和 5 年度			
	① 庁内業務の効率化・高度化の促進【拡充】			
	② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用の最適化推進【拡充】			
	③ 各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進			
④ 基幹情報システムの標準化・共通化【新規】				

情報化計画事業 2-2-1「クラウド・仮想化技術等の活用による効率化、最適化の推進【拡充】」  
年次別行動計画

① 庁内業務の効率化・高度化の促進【拡充】(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム内製化ツール、データ分析支援(BI)ツールの導入</li> <li>・新たな職員コミュニケーション/コラボレーションツールの導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ポータルの再構築</li> <li>・職員コミュニケーション/コラボレーションツール最適化</li> </ul>

② 新たな技術やサービスを活用した情報システム運用の最適化推進【拡充】

(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルサーバ・クラウド化</li> <li>・グループウェア・クラウド化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド利用の最適化推進</li> </ul>

③ 各種指針・ガイドライン等を活用したシステム最適化の推進 (ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報化に係る庁内手続きやクラウド利用等に関するガイドラインの見直し、整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに基づくシステム運用等</li> </ul>

④ 基幹情報システムの標準化・共通化【新規】(ICT 推進課、各システム業務所管課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムと標準仕様との比較分析</li> <li>・移行計画作成</li> <li>・RFI 実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・RFI 結果分析及び移行計画詳細化</li> <li>・RFP 実施、システムベンダ選定</li> </ul>

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの 方向性	3-1 DX推進を支える情報化基盤の整備
情報化計画 事業名	3-1-1	情報化基盤の整備及び業務継続対策 の推進【拡充】	関係部 政策経営部
区政における 位置付け	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区基本構想</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区基本計画</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 「6 実現の方策」</div> <div style="margin-left: 30px;">└ 「2 持続可能な自治体経営」</div> <div style="margin-left: 30px;">└ 「(5) 行政経営改革の推進」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区情報化推進計画</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 本計画事業</div> </div>		
DX 推進方針 との対応	 <span style="margin-left: 10px;">区役所の Re・Design</span>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク分離新世田谷区モデルの導入のため、さらに安全なネットワーク分離方法などを検討・整備する。</li> <li>・行政事務の ICT への依存度が高まる中、災害時に重要な業務を可能な限り継続するため、情報システムやネットワークの継続性の強化を図りつつ、それらが途絶した場合でも代替手法による対応策を各所管課で事前に準備するなどの対策を進める。</li> <li>・将来的に現行の自営線ネットワークから商用ネットワークへの切り替え、冗長化を行うための検討を進める。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎整備に関する検討として、本庁舎等整備推進委員会の分科会への参画、移行計画の作成、本庁舎等整備に向けた一部ネットワーク機器移設などを実施した。また、事務センターの老朽化具合に応じた計画的修繕を行った。</li> <li>・ネットワーク冗長化等による業務継続性の検討結果に基づき、ネットワークの基本設計を一定程度行った。また、外部 DNS の冗長化や一部拠点におけるネットワーク冗長化等を実施し、共通基盤の冗長化を推進した。</li> </ul>		
主な実施予定 内容	令和 4 年度～令和 5 年度		
	①庁内ネットワークの見直し再構築【新規】		
	②ICT 基盤管理部門における業務継続計画 ICT-BCP に基づく取組みの改善及び継続		

情報化計画事業 3-1-1「情報化基盤の整備及び業務継続対策の推進【拡充】」年次別行動計画

①庁内ネットワークの見直し再構築【新規】(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	・ネットワーク設計	・ネットワーク再構築

②ICT 基盤管理部門における業務継続計画 ICT-BCP に基づく取組みの改善及び継続  
(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営線の商用回線への切り替えに関する方針検討</li> <li>・回線経路冗長化拡充に関する方針検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自営線の商用回線への切り替えに関する移行方法検討</li> <li>・回線経路冗長化拡充に関する移行方法検討</li> </ul>

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの 方向性	3-1 DX推進を支える情報化基盤の整備	
情報化計画 事業名	3-1-2	安定した業務運営に向けたシステム リプレイス及び業務効率化に向けた システム導入や法制度改正に対応し たシステム改修の実施	関係部	関係各部
区政における 位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世田谷区基本構想</p> <p>└─ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└─ 「6 実現の方策」</p> <p>    └─ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>        └─ 「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└─ 本計画事業</p> </div>			
DX 推進方針 との対応	 <p>区役所の Re・Design</p>			
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種業務システムのリプレイスや、法制度改正等に伴うシステム改修を着実に実施することにより、安定した業務運営を継続する。</li> <li>・労働安全衛生法に基づく職員のストレスチェックや健康診断の対象者データの作成をシステム化することにより、紙の削減及びデータの加工や配布等にかかる職員の負担を軽減する。</li> <li>・公職選挙法改正に伴い、選挙管理支援システム改修を着実に実施することにより、安定した運用を継続する。</li> <li>・現状、手作業による管理が主となっている 1800 本を超える保存樹木管理について、台帳システムや GIS 活用を検討・整備し、管理の適正化を図る。</li> </ul>			
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期計画に基づき、システムのリプレイスを計画通り実施した。</li> <li>・業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正等に対応したシステム改修に向けて、検討を行った。</li> </ul>			
主な実施予定 内容	令和 4 年度～令和 5 年度			
	①システムライフサイクルに対応したシステムリプレイスの実施			
	②業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正等に対応したシステム改修の実施			

情報化計画事業 3-1-2「安定した業務運営に向けたシステムリプレイス及び業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正に対応したシステム改修の実施」年次別行動計画

① システムライフサイクルに対応したシステムリプレイスの実施（各システム所管課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり情報システム（IDES）のリプレイス方針検討</li> <li>・内部情報システム（人事・庶務、文書管理、財務）ほか各種業務システムのサーバーOSサポート期限によるリプレイス及びバージョンアップ検討・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街づくり情報システム（IDES）のリプレイス方針検討結果に基づく対応</li> <li>・各種業務システムのOS等サポート期限によるリプレイス対応等</li> </ul>

② 業務効率化に向けたシステム導入や法制度改正等に対応したシステム改修の実施

【拡充】（選挙管理委員会事務局、職員厚生課、みどり政策課）

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公職選挙法改正による衆議院の小選挙区割り改定に伴う選挙管理支援システムの改修及び検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度改正等に伴う選挙管理支援システムの改修及び検証</li> </ul>
	職員の健康管理におけるICT化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事システムや人事給与システム等との連携に向けたシステム要件の検討(健診)</li> <li>・ストレスチェック電子化の一部試行実施</li> </ul>	職員の健康管理におけるICT化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診希望入力方式、結果報告書の提供方式を検討(健診)</li> <li>・事業者へのデータ提供方式を検討(健診)</li> <li>・ストレスチェック電子化導入</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木台帳システム要件・仕様書等の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹木台帳システム構築</li> <li>・操作研修実施</li> <li>・保存樹木保全管理業務運用改善及びシステム運用開始</li> </ul>

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの 方向性	3-1 DX推進を支える情報化基盤の整備
情報化計画 事業名	3-1-3	ICT ガバナンス及び情報 セキュリティ・個人情報保護の推進	関係部 政策経営部 総務部
区政における 位置付け	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>世田谷区基本構想</p> <p>└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</p> <p>世田谷区基本計画</p> <p>└ 「6 実現の方策」</p> <p>└└ 「2 持続可能な自治体経営」</p> <p>└└└ 「(5) 行政経営改革の推進」</p> <p>世田谷区情報化推進計画</p> <p>└ 本計画事業</p> </div>		
DX 推進方針 との対応	 <p>区役所の Re・Design</p>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT ガバナンスのさらなる強化を図り、情報化政策を効果的に推進するとともに、人的・物理的・技術的セキュリティ対策を総合的に推進する。</li> <li>ICT の活用や情報セキュリティの確保について必要なルールを定め、ICT 施策を効果的に推進する。</li> <li>ICT の進展に対応した情報セキュリティに関する技術的対策を継続的に実施し、あわせて情報セキュリティ監査の実施結果に基づく改善を実施することで、総合的な情報セキュリティ対策を推進する。</li> <li>デジタル改革関連 6 法による個人情報保護法改正に伴い、区の個人情報保護制度及び情報公開制度の取扱いについて、情報公開・個人情報保護審議会等の意見を聴きながら、個人情報保護条例等の見直しについて検討を進める。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>CIO・CISO アドバイザリー会議を開催し、委員からの助言による情報政策立案機能の継続的強化に取り組んでいる。</li> <li>「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の一部改訂に伴い、情報セキュリティポリシー等を一部改正した。また、組織改正等に伴い、必要な改正を行った。</li> <li>ICT 調達の最適化を推進するため、所管課が保守契約等を締結する際は、事前に仕様書の内容精査を行い経費削減に繋げるなど、運用経費の削減に取り組んでいる。</li> <li>情報セキュリティ対策として、インターネット・セキュリティ機器の更新や、各種情報セキュリティ監査（外部監査、外部データセンター監査、フォローアップ監査、内部監査）、全職員を対象にしたセルフチェックを実施している。</li> <li>AI 等新技術の活用に向けて検討を実施した。</li> </ul>		
主な実施予定 内容	令和 4 年度～令和 5 年度		
	①CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化		
	②情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施		
	③ICT 調達の最適化推進		
	④情報セキュリティ対策の総合的推進		
	⑤法改正に伴う情報公開・個人情報保護制度の見直し検討及び実施【新規】		
⑥新技術を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化【拡充】			

情報化計画事業 3-1-3 「ICT ガバナンスの推進及び情報セキュリティの強化」

年次別行動計画

①CIO・CISO を中心とした情報化推進体制の強化 (ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CIO・CISO アドバイザーを活用した CIO・CISO 補佐体制及び ICT 政策立案機能の継続的強化</li> <li>・ 幹部職員を対象としたデジタル改革やセキュリティマネジメント研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CIO・CISO アドバイザーを活用した CIO・CISO 補佐体制及び ICT 政策立案機能の継続的強化</li> <li>・ 幹部職員を対象としたデジタル改革やセキュリティマネジメント研修等の実施</li> </ul>

②情報化政策の効果的な実現に向けたルール運用及び見直しの実施 (ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティ対策基準等の見直し及び庁内周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティ対策基準等の見直し及び庁内周知</li> </ul>

③ICT 調達の最適化推進 (ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「情報システムの企画、開発、評価等に関する基本方針」、「情報システム導入等ガイドライン」に基づく調達最適化、見直し等</li> <li>・ ICT 調達に係るリサーチ専門機関活用による市場動向・技術動向の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「情報システムの企画、開発、評価等に関する基本方針」、「情報システム導入等ガイドライン」に基づく調達最適化、見直し等</li> <li>・ ICT 調達に係るリサーチ専門機関活用による市場動向・技術動向の収集</li> </ul>

④情報セキュリティ対策の総合的推進 (ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT の進展に対応した情報セキュリティに関する技術的対策の継続的実施</li> <li>・ 情報セキュリティ監査を通じた PDCA サイクルによる情報セキュリティレベルの継続的強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT の進展に対応した情報セキュリティに関する技術的対策の継続的実施</li> <li>・ 情報セキュリティ監査を通じた PDCA サイクルによる情報セキュリティレベルの継続的強化</li> </ul>

⑤法改正に伴う情報公開・個人情報保護制度の見直し検討及び実施【新規】(区政情報課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開・個人情報保護審議会から意見聴取、パブリックコメントの実施、区民等への周知</li> <li>・ 個人情報保護条例等の適切な改正</li> <li>・ 新制度に関する職員研修等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区民等への周知</li> <li>・ 改正法及び条例等の施行及び運用</li> <li>・ 職員研修等の実施</li> </ul>

## ⑥新技術を活用した情報セキュリティ技術的対策の強化【拡充】(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定 内容	・新事務用端末・仮想デスクトップのエン ドポイント対策強化(EDR)	・新事務用端末のエンドポイント対策強化 (EDR) ・VRFによるネットワーク分離の徹底

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの 方向性	3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の 育成
情報化計画 事業名	3-2-1 DX 推進、情報システム運用、データ 利用、AI 等活用等の強化に向けた人 材育成	関係部	政策経営部 デジタル改革担当部
区政における 位置付け	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区基本構想</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区基本計画</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 「6 実現の方策」</div> <div style="margin-left: 30px;">└ 「2 持続可能な自治体経営」</div> <div style="margin-left: 30px;">└ 「(5) 行政経営改革の推進」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">世田谷区情報化推進計画</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 本計画事業</div> </div>		
DX 推進方針 との対応	 <span style="margin-left: 10px;">区役所の Re・Design</span>		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムのライフサイクル全般を継続的に支える人材を育成することにより、システムの安定的な運用を図る。</li> <li>・ICT 技術やビッグデータ・オープンデータ等を活用した区民サービスの向上や業務改善の実施に向け、課題を解決できる組織作りを進める。</li> <li>・先進テクノロジーを区民サービスに有効に活用するための調査研究、検討を行う。</li> <li>・ICT 施策を推進するために必要な知識や経験を有する ICT 人材を育成する。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムライフサイクル管理研修への職員派遣や、外部専門研修の継続的受講、e ラーニングの拡充により人材育成を進めている。</li> <li>・外部団体が提供するビッグデータ・オープンデータ情報を活用した研究及び主催研修・オープンデータシンポジウム等への参加を行っている。</li> <li>・議事録作成ツールや一部業務における RPA の運用を開始した。また、保育・子育て分野への AI チャットボットの導入に向けた検討を進めている。</li> <li>・ICT に関連する研修への継続的な参加による知識の習得及び課内へのフィードバックを実施している。</li> </ul>		
主な実施予定 内容	令和 4 年度～令和 5 年度		
	①全庁的な DX 推進や情報システムライフサイクル管理の向上に向けた人材育成		
	②ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成		
	③新たなテクノロジーに関する調査研究、検討		
④ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進			

情報化計画事業 3-2-1 「DX 推進、情報システム運用、データ利用、AI 等活用等の強化に向けた人材育成」年次別行動計画

①全庁的な DX 推進や情報システムライフサイクル管理の向上に向けた人材育成  
(ICT 推進課、デジタル改革担当課)

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門研修の継続的受講、eラーニングの拡充</li> <li>庁内職員向け研修講師の養成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部専門研修の継続的受講、eラーニングの拡充</li> <li>庁内職員向け研修講師の養成</li> </ul>

②ビッグデータやオープンデータ等、多様なデータを効果的に活用できる人材の育成  
(政策研究・調査課、デジタル改革担当課)

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン学習プラットフォームを利用した研修受講</li> <li>せたがや自治政策研究所におけるデータ利活用推進の取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン学習プラットフォームを利用した研修受講の継続</li> <li>せたがや自治政策研究所におけるデータ利活用推進の取組</li> </ul>

③新たなテクノロジーに関する調査研究、検討 (ICT 推進課)

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における新たなテクノロジー導入に関する研究、実証実験の検討、実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政における新たなテクノロジー導入に関する研究、実証実験の検討、実施</li> </ul>

④ICT 関連の経験・ノウハウの蓄積、継承の推進 (ICT 推進課)

	令和 4 年度	令和 5 年度
取組予定 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内研修実施及び外部研修への参加、課内職員へのフィードバック</li> <li>継承する知識やノウハウの蓄積及び情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課内研修実施及び外部研修への参加、課内職員へのフィードバック</li> <li>継承する知識やノウハウの蓄積及び情報共有</li> </ul>

情報化政策	3 情報化基盤の強化	取組みの 方向性	3-2 情報化を通して区政を支える ICT 人材の 育成
情報化計画 事業名	3-2-2	情報セキュリティの強化に向けた 人材育成	関係部 政策経営部
区政における 位置付け	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: flex-start;"> <div style="margin-bottom: 5px;">世田谷区基本構想</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 実現に向けた方策「自治権の拡充と持続可能な自治体経営」</div> <div style="margin-bottom: 5px;">世田谷区基本計画</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 「6 実現の方策」</div> <div style="margin-left: 30px;">└ 「2 持続可能な自治体経営」</div> <div style="margin-left: 30px;">└ 「(5) 行政経営改革の推進」</div> <div style="margin-bottom: 5px;">世田谷区情報化推進計画</div> <div style="margin-left: 15px;">└ 本計画事業</div> </div>		
DX 推進方針 との対応	 区役所の Re・Design		
事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>各所属及び情報システム部門において、情報セキュリティの知見を有した人材を育成し、区の情報セキュリティレベルの向上を図る。</li> <li>最新の情報セキュリティ事事故例等の情報を庁内で共有することで、区の情報セキュリティレベルの向上を図る。</li> </ul>		
これまでの 取組や成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 人材育成指針に基づき、継続的に情報セキュリティに関する外部研修・演習を受講し、最新情報の収集やスキル習得に取り組んでいる。</li> <li>各所属内で適切な情報セキュリティ対策を実施するため、各所属の情報化担当者や新任の情報化担当者向けの説明会を開催している。また、全職員を対象に情報セキュリティの自己点検を実施している。</li> <li>情報セキュリティ事事故例等の情報収集を行い、庁内へ情報共有を行っている。また、CSIRT を設置し、庁内インシデントの情報共有を実施している。</li> </ul>		
主な実施予定 内容	令和 4 年度～令和 5 年度		
	①全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成		
	②各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成		
③最新の情報セキュリティ事事故例等に関する庁内向け情報提供の継続的实施			

情報化計画事業 3-2-2 「情報セキュリティの強化に向けた人材育成」 年次別行動計画

①全庁的な情報セキュリティ対策の推進に向けた情報システム部門の人材育成  
(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 人材育成指針に基づく情報セキュリティ専門研修及びeラーニング等の受講</li> <li>庁内向けセキュリティ研修講師人材の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 人材育成指針に基づく情報セキュリティ専門研修及びeラーニング等の受講</li> <li>庁内向けセキュリティ研修講師人材の育成</li> </ul>

②各所属における自律的な情報セキュリティ対策の推進に向けた人材育成 (ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報化担当者向け説明会の開催</li> <li>情報セキュリティ自己点検等に基づく職員の自主的改善の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報化担当者向け説明会の開催</li> <li>情報セキュリティ自己点検等に基づく職員の自主的改善の推進</li> </ul>

③最新の情報セキュリティ事故事例等に関する庁内向け情報提供の継続的实施  
(ICT 推進課)

	令和4年度	令和5年度
取組予定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ事故事例等の情報収集と庁内情報共有の推進</li> <li>インシデント発生時の CSIRT による情報共有体制の運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報セキュリティ事故事例等の情報収集と庁内情報共有の推進</li> <li>インシデント発生時の CSIRT による情報共有体制の運用</li> </ul>

## 参考 用語解説

### 用語解説（五十音順）

#### ● AI

AI（Artificial Intelligence）とは、人工知能という意味であり、人工的にコンピュータ上などで人間と同様の知能を実現させようという試み、あるいはそのための一連の基礎技術を指す。

AI 自体は 1950 年代から存在する概念であるが、「Deep Learning（ディープラーニング）」という機械学習手法の発展に伴い、急速に進歩を遂げている。これは、コンピュータに大量のデータを提供し、コンピュータ自身が自ら学習していく手法である。IoT（Internet of Things：モノのインターネット）と合わせて、市民生活向けサービスや企業経営への応用が期待されている。

#### ● API

API（Application Programming Interface）とは、ソフトウェアコンポーネントが互いにやりとりするのに使用するインタフェースの仕様で、ソフトウェアの一部を公開して、他のソフトウェアと機能を共有できるようにしたもの。API を使用することで、他の製品やサービスの実装方法を知らなくても、利用中の製品やサービスをそれらと通信させることができる。

#### ● BDS

BDS（Book Detection System）は主に図書館で取り入れられているセキュリティシステムである。図書館側は予め所蔵資料に IC タグやタトルテープ（磁気テープ）を取り付けることで、貸出処理をしていない図書を持ったまま出入口に設置されたゲートを通ると警告音が鳴る仕組みとなっている。このシステムにより、利用者が貸出処理を忘れたまま図書館から図書を持ち出してしまうことや、図書の盗難を防ぐことができる。

#### ● CIO

CIO（Chief Information Officer）とは、企業や組織において、ICT 分野を統括する担当役員（最高責任者）を指す。とくに日本の政府機関においては、2000 年の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）令によって、全中央府省が、情報化統括責任者（CIO）や情報化統括責任者補佐官（CIO 補佐官）を設置するようになり、府省全体や各府省における IT 導入や IT ガバナンスの強化を支援することとなった。近年、都道府県・市区町村も、中央府省の事例に沿って CIO や CIO 補佐官を設置するケースが増えている。

## ● CISO

CISO (Chief Information Security Officer) とは、企業や組織内で情報セキュリティを統括する担当役員 (最高責任者) を指す。コンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策だけでなく、機密情報や個人情報の管理についても統括することが多い。近年、都道府県・市区町村でも、CIO と同様に情報セキュリティの重要性を認識されるようになってきており、CISO を設置するケースが増えている。

## ● CSIRT (シーサート)

CSIRT (Computer Security Incident Response / Readiness Team) とは、企業や組織におけるコンピュータセキュリティにかかるインシデント (事故などの危機が発生する恐れのある状況) に対処するための組織の総称を指す。インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃予兆情報を収集・分析し、対応方針や手順の策定などの活動を行う。日本の政府機関における例としては、2012 年、内閣官房情報セキュリティセンター内に設置された「情報セキュリティ緊急支援チーム」(CYber incident Mobile Assistant Team: CYMAT) があげられる。

## ● DFFT (データ・フリー・フロー・ウィズ トラスト)

DFFT (Data Free Flow with Trust) とは、「自由で信頼あるデータ流通」と訳される。日本政府の考える DFFT の趣旨としては、今後のデジタル社会において競争力の源であるデータを特定の国が抱え込むのではなく、プライバシーやセキュリティ・知的財産などの安全を確保した上で、原則として自由に流通することが必要であり、国際的な議論の場で日本がリーダーシップを発揮しながら、このコンセプトの共通理解を醸成、その共有・実現を目指すこととされている。

## ● DNS

DNS (Domain Name System) とは、インターネットなどの IP ネットワーク上でドメイン名 (ホスト名) と IP アドレスの対応関係を管理するシステム。利用者は単なる番号列である IP アドレスではなく、日常使っている言語の文字を組み合わせた認識しやすいドメイン名でネットワーク上の資源にアクセスできるようなる。

## ● DX

DX (Digital Transformation) とは、もともとは「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のことを指す。日本における DX は、2018 年に経済産業省が「デジタルトランスフォーメーション (DX) を推進するためのガイドライン」を取りまとめたことを契機に広がっている。同ガイドラインでは、DX の定義を「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」としている。

### ● Free Wi-Fi

Free Wi-Fi とは、無料の無線 LAN サービスを指し、ノートパソコン・スマートフォン・タブレットの所有者が誰でもインターネットに接続できる。日本においては、電気通信事業者と利用契約が必要な無線 LAN サービスが多かったため、外国人旅行者から「契約をしていない外国人旅行者は公衆無線 LAN が使用できない」との声が多く寄せられた。そのため 2020 年の東京オリンピック開催を控え、各自治体において、都市や観光スポットなどで拡充が進められている。

### ● GIS

GIS (Geographic Information System(s)) とは、地理情報システムの略称であり、地理情報および付加情報をコンピュータ上で作成・管理・検索するシステムを指す。人工衛星、現地踏査などから得られたデータを、空間、時間の面から分析・編集することができ、科学的調査、土地、施設や道路などの地理情報の管理、都市計画などに利用される。コンピュータの発展にともなって膨大なデータの扱いが容易になり、リアルタイムでデータを編集、シミュレーション、時系列データの表現など、従来の紙面上の地図では実現不可能であった高度な利用が可能になってきている。

### ● GIGA スクール

GIGA スクールとは、文部科学省が令和元年度より進めている、学校教育において 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指すもの。

### ● Gov-Cloud

Gov-Cloud (ガバメントクラウド) とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス (IaaS、PaaS、SaaS) の利用環境である。今後、地方自治体の情報システムについても、Gov-Cloud を活用し、システムを構築することが求められる。

### ● ICT-BCP

ICT-BCP とは、情報通信技術部門における業務継続計画 (Business Continuity Planning: BCP) の略称である。これは地方公共団体が主に大規模な災害が発生した際に、情報システムの継続的稼働が可能となるように平常時から事前に備える計画を指す。災害時、地方公共団体が復旧・復興活動を担うが、情報システムの稼働は極めて重要である。総務省は、BCP 策定時は策定段階に応じて、適切な BCP 訓練を実施し、策定後の維持管理においては、定期的にその時の訓練目的に応じて適切な訓練を実施、継続していくことを推奨している。

## ● ICT ガバナンス

ICT ガバナンスとは、情報システムの効果が出ているか、役に立っているか、適切な費用となっているか、安全・安定稼働しているかを組織的にチェックし、適正化していく取り組みのことを指す。近年、クラウド化やパッケージ利用等の情報システムの多様化・技術進展や高度化が進んでおり、自治体でも情報システムのブラックボックス化やベンダー依存を防止し、適正な価格で情報システムを調達・維持していく必要性がある。具体的な対応として、「情報システム調達ガイドライン」の策定、情報資産台帳の整備による情報資産の管理、専門所管課によるフォロー体制の確立などがあげられる。

## ● IoT

IoT (Internet of Things) とは、「モノのインターネット」の英訳であり、様々な「モノ(物)」がインターネットに接続され(単に繋がるだけではなく、モノがインターネットのように繋がる)、情報交換することにより相互に制御する仕組みである。近年、IoT の活用は、小売店における来店客の測定や、運送会社における自社の配送車や荷物の動きの測定による業務の最適化など、民間事業者を中心に、各種事業への応用が進んでいる。また、自動車と IoT の組み合わせでは、自動車そのものがインターネットに接続するデバイスとなり、移動という概念自体が変わるといわれている。民間の普及に合わせて政府機関・地方公共団体においての住民サービスや業務においても普及が進んでいくものと考えられる。

## ● LGWAN

LGWAN (Local Government Wide Area Network) とは、総合行政ネットワークの略称であり、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークを指す。LGWAN は、地方公共団体相互間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図るための基盤として整備され、全国の地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続している。また、府省間ネットワークである政府共通ネットワークとの相互接続により、国の機関との情報交換を行っている。LGWAN では、電子メール、電子掲示板などの基本的サービスのほか、地方公共団体が発信する電子文書等について、秘密を保持し、認証を行い、改ざんや否認を防止するための地方公共団体組織認証基盤 (LGPKI) のシステムを運営するとともに、アプリケーション・サービス・プロバイダ (LGWAN-ASP) による様々な行政用アプリケーション・サービスが提供されている。

## ● RPA

RPA (Robotic Process Automation) とは、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術のことである。RPA はパソコン上で人が日常的に行っているマウス操作やキーボード入力などの操作手順を記録し、それを高速で正確に実行することで、従来は人の手で行なっていた定型業務を、ロボットに代わりに自動処理することができる。

## ● SNS

SNS (Social Network Service) とは、Web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのことである。広義には、社会的ネットワークの構築の出来るサービスやウェブサイトであれば SNS と定義されるが、狭義には、SNS とは人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」、あるいはそういったサービスを提供するウェブサイトを指す。近年では、各国の企業や政府機関、地方自治体など多々な分野において、社内でのコミュニケーションの活性化、顧客や住民・市民への情報発信、交流の目的で活用されている。一般に普及している SNS サービスの例としては、Facebook、LINE、Instagram 等が挙げられる。

## ● VRF

VRF (Virtual Routing and Forwarding) とは、物理ルータ(もしくは L3 スイッチ)の中に仮想ルータを作成し、独立したルーティングテーブルを保持する機能で、一台のルータに複数の仮想的なルータを構成することができるもの。それぞれ別のネットワークに接続され、独立したルーティングテーブルを持つことができる。

## ● Web 会議システム

Web 会議システムとは、PC やスマートフォン、タブレットなどを活用し、インターネットを通して行う会議のことである。遠隔地どうしで、音声や動画、資料、コンピュータのデスクトップアプリケーションなどについてリアルタイム共有し、Web 上で会議を行うことができる。

## ● インシデント

インシデント (incident) とは、事故などの危難が発生するおそれのある事態を言い、ISO22300 によると、「中断・阻害、損失、緊急事態、危機に、なり得るまたはそれらを引き起こし得る状況」と定義されている。「危機」や「事案」などと訳されている場合があるが、実際にはインシデントの意味に合致する日本語は存在しない。東日本大震災のように最初からの大災害、医療事故や航空機のニアミス、日々発生しているような交通事故や火事、企業の工場で生産ラインが止まってしまう事例、製造ラインに農薬を混入される事件、パソコンのウイルス感染、これらは全てインシデントであるが、近年では、目に見える事故が発生する一歩手前の状況からすでに目に見える事故や災害が発生してしまった状況までもも含めてインシデントと呼ばれるようになっている。

## ● オープンデータ

オープンデータとは、企業や行政が、①機械判読に適したデータ形式で、②二次利用が可能な利用ルールで広く公開されたデータのことを指す。総務省は、オープンデータの意義・目的について、①透明性・信頼性の向上、②国民参加・官民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化を挙げている。オープンデータを二次利用可能な形で提供することにより、民間の事業者における編集、加工、分析等の各段階を通じて、様々な新

ビジネスの創出や企業活動の効率化等が促され、我が国全体の経済活性化が期待される。国や地方自治体においても、政策決定や施策実施の場面においてオープンデータの分析結果を用いることで、業務の効率化、高度化が図られることが期待される。

### ● 仮想化サーバー

サーバー仮想化とは、1台のサーバー（物理サーバー）を複数台の仮想的なサーバ（仮想サーバ）に分割して利用する仕組みのことを指す。それぞれの仮想サーバーでは OS やアプリケーションを実行させることができ、あたかも独立したコンピュータのように使用することができる。多くの企業や役所で取り組まれている IT コストの見直しのなかでも、サーバーの台数を適正化するなどのリソースの有効活用や、消費電力や運用管理のコスト低減などは重要課題の一つとなっている。また一方で、ビジネスや業務の変化に迅速かつ柔軟に対応できる IT システムが求められている。仮想化されたサーバー環境では、ハードウェア等を新たに購入しなくても新サーバーを容易に追加することができるので、ビジネスや業務の変化にすばやく対応できる。

### ● 官民データ活用推進基本法

官民データ活用推進基本法（2016年12月施行）とは、超少子高齢社会における課題の解決のために、官公庁や自治体、事業者等が保有する国や自治体、民間事業者がもつ「官民データ」の活用を推進するための基本的な施策や推進体制を定めている。

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする（同法第1条）。本法律の施行にともない、都道府県では「官民データ活用推進計画」の策定が義務化された。

### ● クラウド

クラウドとは、コンピューティング、データベース、ストレージ、アプリケーションをはじめとした、さまざまな IT 資源をネットワーク経由で必要に応じて利用することができるサービスの総称を指す。利用者は、必要なときに必要な量の IT 資源にアクセスすることができ、また随時終了することができる。費用の支払いは、実際に使った分を支払う従量課金が一般的である。

### ● クラウド・バイ・デフォルト原則

クラウド・バイ・デフォルト原則とは、2018年6月に政府が発表した「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」に記されている、各府省で政府

情報システムを整備するにあたって、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するという方針となる。政府情報システムのコスト削減や、ITリソースの柔軟な配分を実現するために、取り扱う情報の特性や必要なセキュリティレベルを踏まえたうえで、システム更改のタイミングに合わせてクラウドサービスの導入が求められている。

#### ● スマート・プランニング

スマート・プランニングとは、交通関連ビッグデータ（携帯電話基地局データ、スマートフォンGPSデータ、Wi-Fiアクセスポイントデータ、交通系ICカードデータなど）を活用して、個人の移動特性を把握し、施設配置や道路空間の配分を変えた時の「歩行距離」や「立ち寄り箇所数」、「滞在時間」の変化を見て、最適な施設の立地を検討するための計画手法である。

#### ● スマート窓口

スマート窓口とは、スマートフォンなどから、申請書を事前に作成すると、申請内容を記録したQRコードが生成され、窓口において事前申請のQRコードを提示することで申請届出ができる仕組みとなる。これにより、窓口で申請書を記載する必要がなく、申請時に必要な書類等も事前にスマートフォンで確認することができる。また、窓口にタブレット等を配置することで、来庁後にタブレットを利用し、申請書を作成することもできる。

#### ● セキュリティ強靱化

セキュリティ強靱化とは、国・地方自治体の情報提供ネットワークのセキュリティを強靱化することを指す。国・地方自治体におけるマイナンバーを活用した情報連携の開始と合わせて、住民情報とマイナンバーを管理する地方自治体に対して、個人情報保護のため、情報セキュリティ対策の抜本的強化を求めている。

情報セキュリティ強化の具体的な指針として、総務省は「自治体情報システム強靱性向上モデルの導入」と「自治体情報セキュリティクラウドの構築」を示した。「自治体情報システム強靱性向上モデル」のポイントは、①情報提供ネットワークシステム等の集中監視、②マイナンバー関連システムのインターネットリスクからの分離、③個人番号利用事務関連システムについて、住民情報の流出を徹底して防ぐ、④全自治体での庁内ネットワークの再構成、⑤インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して高度な監視を実施、である。

#### ● 世田谷版ネウボラ

「世田谷版ネウボラ」とは、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるための、区・医療・地域が連携して相談支援する、顔の見えるネットワーク体制のことを指す。ネウボラとはフィンランド語で、「相談・アドバイスの場所」を意味し、フィンランドのネウボラでは、妊娠期から就学前までかかりつけの専門職（助産師または保健師）により、ワンストップで継続的に母子とその家族の相談・支援が行われている。

### ● チャットボット

チャットボットとは、「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、人工知能を活用した「自動会話プログラム」のこと。利用者の知りたい情報について、メニューから選択したり、文字で入力すると、AIを活用して自動で回答を表示するウェブサービスとして利用されており、自治体の公式ホームページでもチャットボットを利用した問い合わせサービスの利用が広がっている。

### ● デジタル庁

デジタル庁は、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として、2021年9月1日に内閣に設置された。デジタル庁では、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDX（デジタル・トランスフォーメーション）を大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを今後5年で一気に作り上げることを目指すとしている。

### ● デスクトップ仮想化

デスクトップ仮想化とは、クライアント仮想化とも呼ばれ、クライアントサーバーモデルで、仮想化を使い複数のデスクトップ環境を実行することを指す。仮想デスクトップインフラストラクチャー（VDI; virtual desktop infrastructure もしくは virtual desktop interface）とは、仮想環境のためのハードウェアとソフトウェアを含むデスクトップ仮想化のためのサーバーシステムを指す。デスクトップ環境をサーバー側で実行するかクライアント側で実行するかでリモートデスクトップ方式とクライアントハイパーバイザー方式に分かれる。インターネット越しにパブリック・クラウドから提供した場合DaaS（Desktop as a Service）と呼ばれる。リモートデスクトップ方式はプレゼンテーション仮想化と呼ばれることもある。

### ● テレワーク

テレワークとは、「Tele = 離れた」と「Work = 働く」を合わせた造語で、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークには大きく分けて「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」と3つの種類がある。

### ● ビッグデータ

ビッグデータとは、情報通信の発達にともなって爆発的に増大した構造化されていない莫大な量のデータを指す。様々な局面に発生した膨大なデータを分析することで様々な傾向を特定でき、病気の予防や犯罪の対策、民間サービスの高度化等に役立つと言われている。

### ● 標的型メール攻撃

標的型メール攻撃とは、不特定多数に対する攻撃ではなく、ある特定の対象を狙って

情報窃取等を行う攻撃行為を指す。対象とする組織の構成員に向けて、あたかも正当な業務や依頼であるかのような件名や本文でメールを送りつけ、添付ファイルの開封や特定のサイトへのアクセスを誘導することによってウイルスに感染させる。特に昨今は、受信者の業務に関係のある内容や、関係ある実在の発信元を詐称するケースが増えており、被害を受けやすくなっている。

### ● マイキープラットフォーム

マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。

### ● マイナポイント

マイナポイントは、消費活性化策及びマイナンバーカードの普及促進策として、キャッシュレス決済サービスを利用した時に国が付与するポイント。事前に選択したキャッシュレス決済サービスでチャージ又は買い物（決済）をすると、その金額に対し25%（最大5,000円）分がマイナポイントとして、キャッシュレス決済事業者を通じて付与されます。付与されたマイナポイントは、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして使うことができる。

### ● マイナポータル

マイナポータルとは、2017年秋に本格運用が始まった、マイナンバーを利用した行政サービスを受けられるポータルサイトを指す。子育てや福祉・介護などの行政手続きがワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができるようになることを目的としている。マイナポータルの利用にはマイナンバーカードとパソコン、ICカードリーダーもしくはマイナンバーカード対応スマートフォンが必要になる。

### ● マルチペイメント

マルチペイメントネットワークは、国税・地方税、公共料金、保険料やインターネットショッピングなどの各種料金を、パソコン、携帯電話、ATMから支払える電子決済サービスのこと。

### ● モバイル

モバイルとは、「自由に動く」や「移動性の」という意味で、携帯可能な小型のコンピュータのことを指す。また、外出先から携帯電話や無線ネットワークなどを利用してネットワークに接続し、オフィスや自宅のパソコンを操作することを指す場合もある。

### ● リプレイス

情報システムの運用管理において、リプレイスとは、経年により陳腐化したり、非効率となったハードウェア、ソフトウェアなどを、新しいものや同等の機能を持った別の

---

ものに置き換えることを指す場合が多い。部品やソフトウェアなどの部分的な入れ替え、交換を意味する場合も、機器やシステム全体を新しくすることを指す場合（システムリプレイス）もある。

● 5G

5Gとは、第5世代移動通信システム(5th Generation)のこと。5Gは、光や電波の周波数の変化を指す電磁スペクトルの高周波数帯で動作するという特徴があり、高速・大容量に加え、多接続、低遅延（リアルタイム）が実現される。この特徴を活かし、5Gは、携帯電話ユーザーだけでなく、機械、物、デバイスの接続性についても向上させるメリットがあるとされ、期待されている。



世田谷区情報化事業計画  
( 調整 : 令和 4 年度 ~ 5 年度 )

編集・発行

世田谷区政策経営部 ICT 推進課

〒154-0016 東京都世田谷区弦巻 2-23-1

TEL:03-3439-1511 FAX:03-3439-2541

初版発行 令和 4 年 3 月

世田谷区広報印刷物登録番号 NO.